

第4章 具体的な施策の展開

施策の方向

1

地域における子育て支援

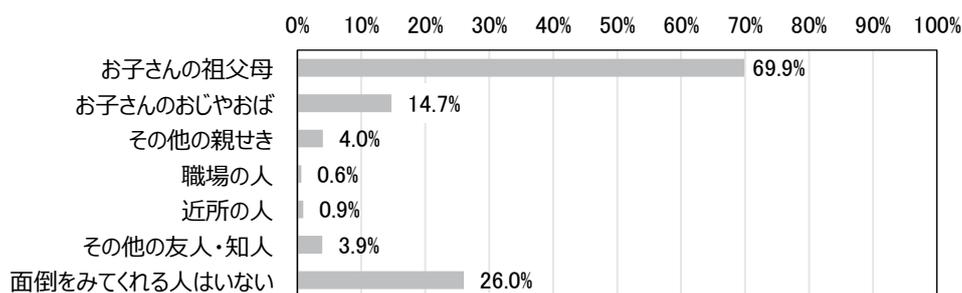
1 地域における子育て支援サービスの充実

(1) 家庭における子育て支援

－現状と課題－

- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中で、祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にあります。
- 本市では、市内に居住する子どもの育児について援助を受けたい人で行いたい人が助け合う会員組織の「ファミリー・サポート・センター事業」を実施しており、保育園、幼稚園等の開始前、終了後の子どもの預かり、子どもが軽い病気の場合等に臨時的・突発的な子どもの預かり、保育園、幼稚園等への送迎を行う等の子育て支援活動を行っていますが、近年は担い手不足が課題となっています。
- 子育て家庭における育児不安やストレスの解消はもとより、孤立化を防止するため、子育て家庭の親子が安心できる居場所づくりとして、「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）」を市内13か所に開設するとともに、子育てサロンの指導員が町会館等に出向き「まめっこサロン」を実施しているほか、乳幼児のいる家庭を対象とした子育て支援事業を各児童館において実施しています。
- 乳幼児健康診査（乳幼児健診）等により把握した、子育てに特に支援が必要と認められる家庭にヘルパー等を派遣する「子育て世帯訪問支援事業」、子育て経験者のボランティアが家庭訪問し、子育てに関する様々な悩みや相談に対応する「子育て支援隊」のほか、子育てアドバイザーや保健師等が生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭を訪問する「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」を実施しています。
- ニーズ調査結果によると、就学前児童の保護者が日頃から、子どもの面倒をみてもらえる相手としてあげているのは、「お子さんの祖父母」が69.9%と回答した割合が高く、続いて「お子さんのおじやおば」が14.7%、「面倒をみてくれる人はいない」と回答した人が26.0%となっています。

[日頃、子どもの面倒をみてくれる人：就学前児童保護者(n = 1,682) (複数回答)]



資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- 少子化や核家族化の進行に伴い、家族の結びつきや地域コミュニティが希薄化し、育児不安やストレスを抱え、孤立する子育て家庭が増えているなか、就学前児童保護者の約4分の1が親や親せき、知人に子どもを預けたり、出産前後の身の回りの世話を頼むことが難しい状況になっていると推測されます。
- また、保育園や幼稚園等の一時預かりの利用状況を見ると、就学前児童保護者の約2割がいずれかの事業を利用している状況となっており、事業を利用していない保護者の意向を合わせた利用目的では、買い物、冠婚葬祭、学校行事などの場合に、一時的に子どもの世話をしてくれるサービスが求められています。

[一時預かり等の利用状況 (複数回答)]

区分	保育園等の一時預かり※	幼稚園等の一時預かり※	ファミリー・サポート・センター	その他	利用している事業はない
就学前児童保護者(n=1,682)	2.7%	10.9%	2.8%	1.5%	80.0%
小学生保護者(n=1,459)	-	-	2.5%	1.4%	95.3%

※ 保育園等の一時預かり：一時的に家庭での保育が困難となった場合などにおいて、乳児または幼児を一時的に預かるサービス

※ 幼稚園等の一時預かり：在園児を対象として、教育時間終了前後や休業日等に一時的に預かるサービス

[一時預かり等の利用目的 (複数回答)]

区分	買い物、きょうだいや親の習い事、リフレッシュ等	冠婚葬祭、学校行事、きょうだいや親の通院等	不定期の就労	その他	利用する必要はない
就学前児童保護者(n=1,682)	45.7%	42.4%	17.1%	3.0%	30.9%
小学生保護者(n=1,459)	18.2%	20.8%	8.2%	2.9%	65.3%

※ 設問：事業を利用している、利用していないにかかわらず、どのような目的で利用したいか。

資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- 子育て家庭における育児不安やストレスの解消はもとより、社会問題となっている子育て家庭の孤立化を防いでいくためには、地域において子どもを生み育てやすい環境づくりを進めていくことが必要です。

－施策の方向－

- 今後、身近で気軽に通える地域において子育て家庭の親子が安心できる居場所づくりを進めるため、「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）」や子育てサロンの指導者が町会館等に出向き「まめっこサロン」を実施するほか、一時的に子どもの預かり等を行う「ファミリー・サポート・センター事業」や子育てに関する学習を行う「お父さんのための子育て講座」など、各種取組みを継続して実施します。
- 今後、子育て支援に係る環境の変化やニーズの複雑化に対応し、地域の子育て力の向上や子育て支援の推進を市民協働により図るため、「子育てアドバイザー」の養成について検討を進めるとともに、相談体制の強化および地域での見守りといった視点での取組みに努めます。

－個別事業－ 資料編 （1）家庭における子育て支援①～⑯参照

（2）施設における子育て支援

－現状と課題－

- 本市では、令和6年度において、23か所の保育所・幼稚園・認定こども園で、一時的に家庭での保育が困難となった場合などにおいて、乳児または幼児を一時的に預かる「一時預かり事業」を実施するとともに、59か所の幼稚園・認定こども園で在園児を対象とした教育時間終了前後や休業日等の預かり保育を実施しています。
- 保護者の疾病等で一時的に子どもの養育が困難となった場合に、保護者に代わって保育する「子育て支援短期利用事業（ショートステイ事業）」と保護者が急な残業などの理由で、夜間に不在となり、子どもの養育が困難となった場合に、保護者が帰宅するまでの間、施設において子どもを預かる「トワイライトステイ事業」を市内1か所の乳児院、2か所の児童養護施設および1か所の認可外保育園[※]で実施しています。（※ 認可外保育園ではトワイライトステイ事業のみ実施）
「子育て支援短期利用事業（ショートステイ事業）」については、児童養護施設等の空床を利用して実施されており、施設の状況によっては利用できないことが課題となっています。
- 生後6か月から小学6年生までの子どもが病気の際に、保護者に代わって一時的に預かる「病児保育事業」を、市立函館病院内の施設1か所で実施しています。
- また、認可保育所、認定こども園、幼稚園または企業主導型保育施設に通っていない生後6か月から満3歳未満の子どもを対象に、保護者の就労の有無等にかかわらず時間単位で保育所等[※]を利用できる「こども誰でも通園制度」を実施し、家庭とは異なる経験

や家族以外の人と関わる機会を子どもに提供するほか、孤立した育児の中で不安や悩みを抱える保護者の負担感の軽減等を図っています。

- 保護者が、昼間家庭にいない小学校児童の保護や健全育成のために実施している放課後児童健全育成事業では、令和6年度で70か所の放課後児童クラブ（学童保育所）を開設しているほか、南茅部地区において「小規模放課後児童支援事業」を実施しています。
- 放課後児童クラブ（学童保育所）の状況の推移を見ると、令和2年度は、施設数が60か所、入所児童数が2,452人で、入所率（小学校児童数に対する入所児童数の割合）が23.9%でしたが、令和6年度には、施設数が70か所、入所児童数が2,909人で、入所率32.8%と、小学校児童数は減少しているにもかかわらず、入所児童数は増加傾向にあり、これに伴い、施設数も増加しています。

[放課後児童クラブ（学童保育所）の状況の推移（各年度4月1日現在）]

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数 (箇所)	60	64	68	69	70
1年生	626	615	618	606	695
2年生	580	589	621	623	598
3年生	491	509	524	547	579
4年生	369	373	401	423	462
5年生	220	261	287	308	338
6年生	166	141	197	211	237
入所児童数 (人)	2,452	2,488	2,648	2,718	2,909
利用定員 (人)	2,548	2,711	2,868	2,921	2,960
入所率 (%)	23.9	25.1	27.4	30.0	32.8
《参考》 小学校児童数 (5月1日現在)(人)	10,263	9,931	9,680	9,381	8,879

※ 実施箇所数、入所児童数および利用定員は、民設民営の施設を含む

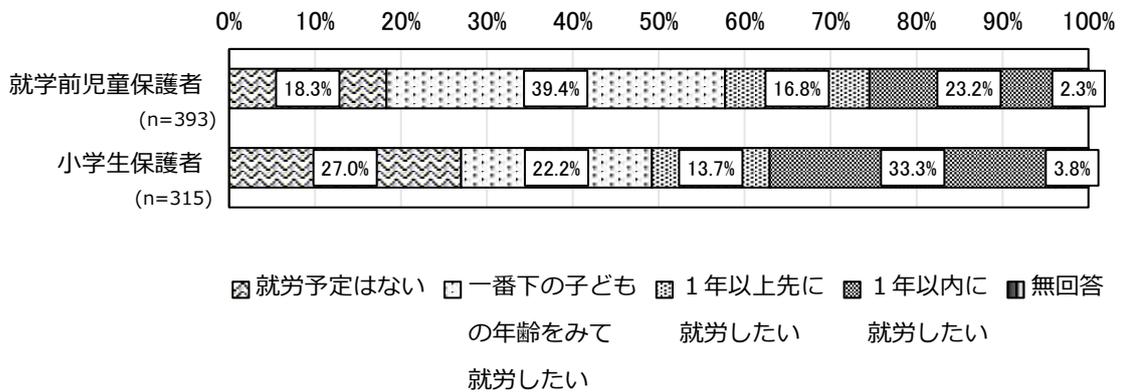
※ 小学校児童数には、国立、義務教育学校および私立小学校の児童を含む

資料：函館市子ども未来部調べ、「学校基本調査」

- 就学前児童の保護者（母親）のうち、現在働いていない、または、いままで働いたこととはない人への就労希望調査においても、「就労したい」が全体で79.4%、「子育てや家事等に専念したい(就労予定はない)」が18.3%という状況となっています。

※ 保育所等：保育所、認定こども園その他乳幼児に良質な育成環境を提供可能な施設であり、条例に基づき、こども誰でも通園制度を実施することについて市が認可した施設。

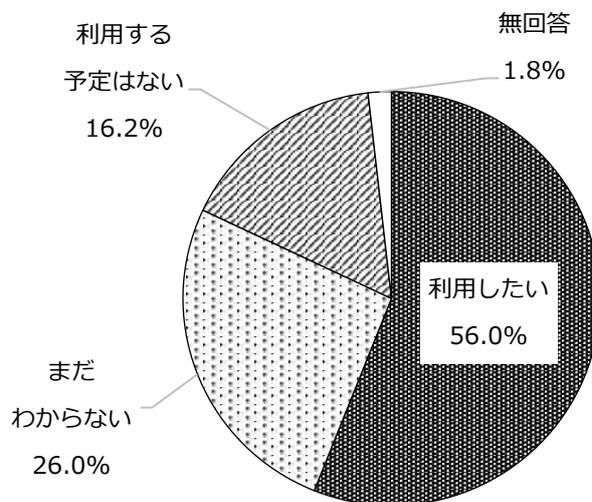
[現在就労していない方の就労希望：母親]



資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- ニーズ調査によると、就学前児童の保護者への放課後児童クラブ（学童保育所）利用の調査では、「利用したい」が56.0%と、約半数を占めており、今後も利用率は上昇することが見込まれます。

[放課後児童クラブ（学童保育所）の利用：就学前児童保護者(n = 1,682)]



資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- 女性の就業が進み、今後も拡大することが見込まれることから、子育て家庭が安心して子どもを預けることができる子育て支援サービスの充実が必要です。
- 地域のつながりの希薄化、少子化の進行により、子ども同士が地域で遊び、育ち、学び合う機会が少なくなっていることから、放課後に、小学校児童が年齢の異なる子どもたちと遊び、遊びを通じて異年齢児交流が図られるような取り組みが必要です。

－施策の方向－

- 今後、多様化するニーズに的確に対応するため、保護者の病気や仕事などにより一時的に保育できないときや、育児疲れを解消したいときなどに、保育所などで子どもを預かる「一時預かり事業」や「病児保育事業」など各種施設における子育て支援サービスの充実に努めます。
- 「子育て支援短期利用事業（ショートステイ事業）」については、新たな地域資源の活用も含め、今後の確保方策について検討を進めます。
- 今後、「こども誰でも通園制度」は、法律に基づく新たな給付制度となることから、適切な提供体制を確保し、安定的な運用となるよう努めます。
- 放課後児童健全育成事業については、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりを進めるため、「函館市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例」に基づき、放課後児童クラブ（学童保育所）の質の向上と量の確保に努めます。
- 図書館やはこだてみらい館、はこだてキッズプラザ、青少年研修センターなどの施設で開催される各種イベントを通じ、子どもたちの創造力や社会性を育む学びや体験の機会を提供していきます。

－個別事業－ 資料編（2）施設における子育て支援①～⑭参照

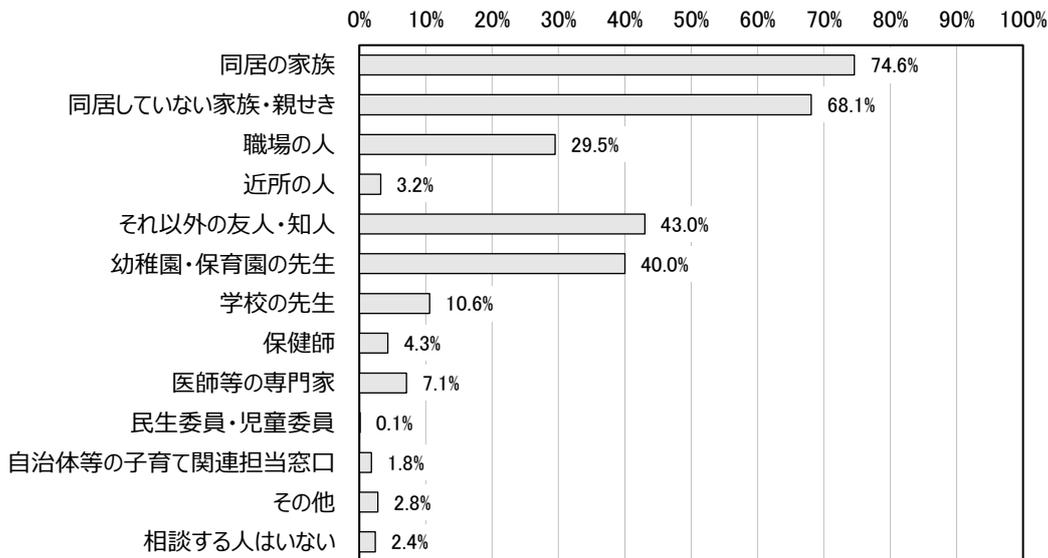
（3） 子育て相談、情報提供体制の充実

－現状と課題－

- 本市では、市内13か所に「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）」を開設しているほか、児童館等を24施設設置しており、子育てアドバイザーをはじめとする子育て支援のボランティアの協力を得るなかで、子育てについての相談、助言、情報の提供などを行っています。
- 妊産婦・子育て世帯・子どもに対する相談に対し、切れ目なく、漏れなく支援するため「函館市子ども家庭センター」を函館市総合保健センターの1階に設置しており、「函館市子ども家庭センター」内には、妊娠・出産・子育て等に関する相談に、専任保健師・助産師がワンストップで対応する「マザーズ・サポート・ステーション」を設置するとともに、子育てや虐待など、子どもに関するあらゆる相談窓口として、「子どもなんでも相談110番」を設置しています。
- 幼稚園では「未就園児施設開放・相談事業」、認定こども園では「子育て支援事業」、保育所では「地域の子育て家庭に対する支援事業」として、園庭開放や育児講座、相談事業等を行っています。

- ㊦ ニーズ調査結果によると、就学前児童の保護者が子どもについての悩みや困りごとを相談する相手としてあげているのは、「同居の家族」「同居していない家族・親せき」「それ以外の友人・知人」が多く、次いで「幼稚園・保育園の先生」「職場の人」という状況となっていますが、中には「相談する人はいない」と回答した保護者もいます。

[子どもについての悩みを相談する相手：就学前児童保護者(n = 1,682) (複数回答)]



資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- ㊦ 様々な相談機関等の有効活用を図るため、既存事業の効果的なPRに努めるとともに、身近な地域において、気軽に子育てに関する相談や情報交換、交流などの機会を確保することが必要です。

－施策の方向－

- ㊦ 「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」により、子育てに関する適切な情報提供に努めるとともに、子育て家庭の親子が安心できる居場所づくりを進めるため、子育てアドバイザーをはじめとするボランティアの協力を得るなかで、「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）」、「児童館における子育て支援事業」および「子育て支援コンシェルジュ事業」等を継続していきます。
- ㊦ 妊娠・出産、子育て等に関する相談に対応した「マザーズ・サポート・ステーション」やひとり親支援に関する相談に対応した「ひとり親家庭サポート・ステーション」の周知に努めるとともに、支援が必要な家庭への訪問などによる相談についても積極的に進めていきます。

－個別事業－ 資料編 (3) 子育て相談、情報提供体制の充実①～⑮参照

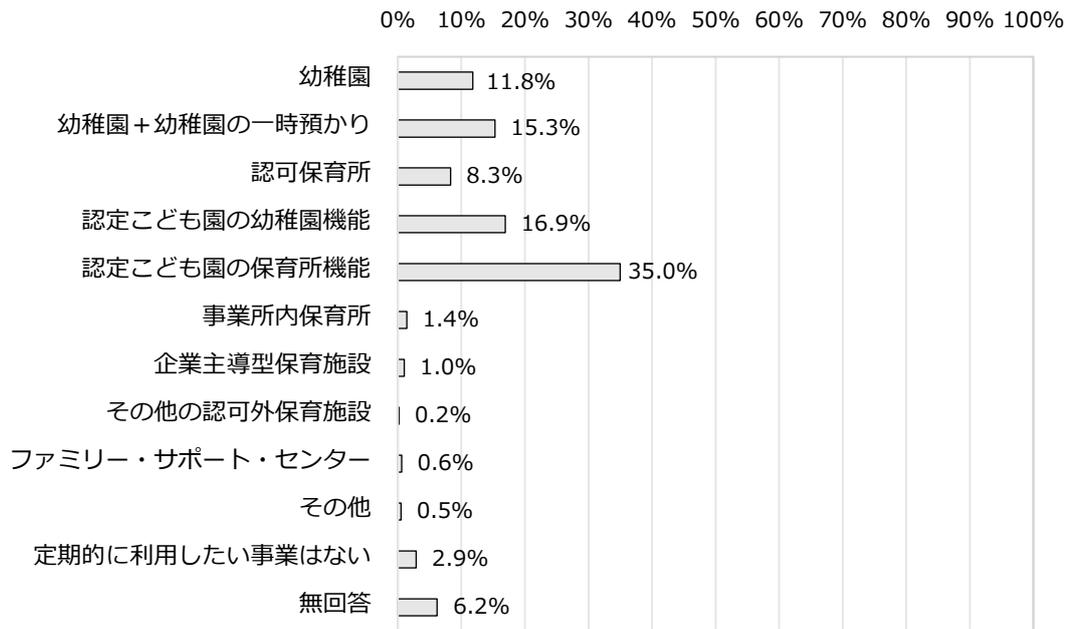
2 保育サービスの充実

(1) 多様な保育ニーズへの対応

－現状と課題－

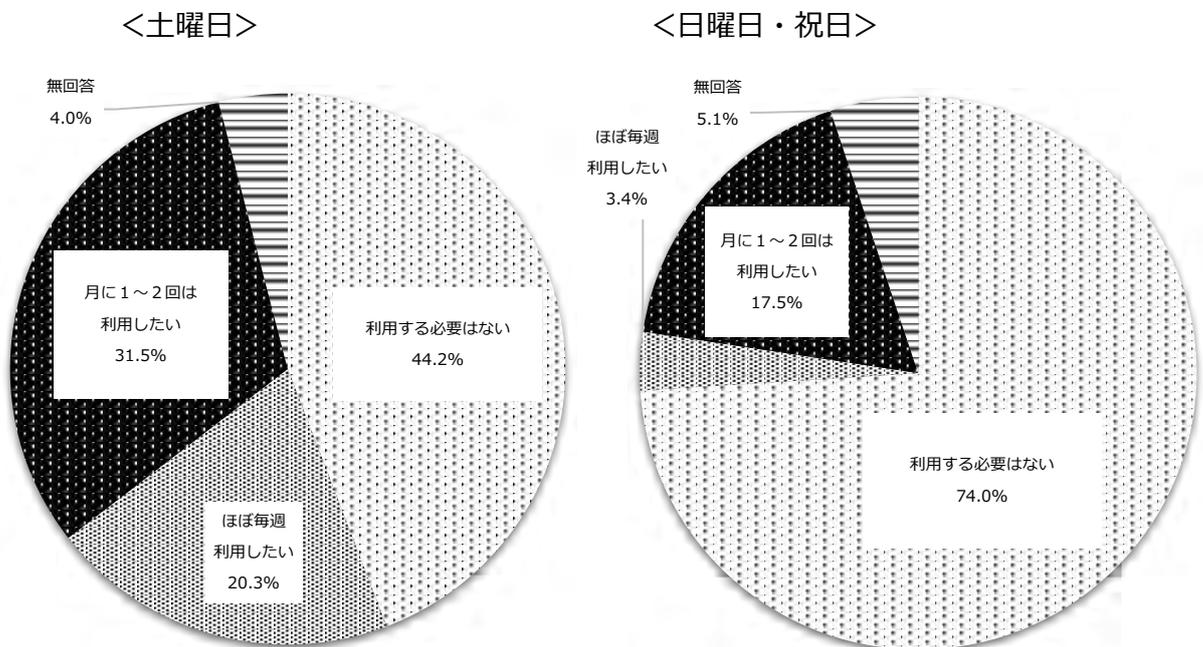
- 本市の保育所・認定こども園は、令和6年4月1日現在、公立が1園、民間が58園の計59園で、保育を利用する子どもの定員総数は4,264人となっており、それに対する入所児童数は、3,213人と定員を下回っていますが、年度の途中で入所児童数が増加し、定員を上回る施設もあります。
- 各保育所・認定こども園では、児童福祉施設の設備および運営に関する基準や、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、必要な職員配置や設備整備のもとで適正な保育が行われています。
- 令和6年度において、市内2か所の認定こども園で休日保育を実施しています。保育所・認定こども園における「延長保育事業」については、28か所の施設で実施しているほか、延長保育を独自事業として実施している施設があります。また「一時預かり事業」を60か所で実施しています。
- 就学前児童の保護者に対する保育ニーズの調査結果によると、認定こども園の保育所機能や幼稚園機能、幼稚園およびその一時預かりに係るニーズが、他に比べて高く、土曜日と日曜日・祝日の利用希望については、「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回は利用したい」を合せると、土曜日が51.8%、日曜日・祝日が20.9%となっています。

[今後の利用希望：0歳～5歳の保護者（n=1,682）]



資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

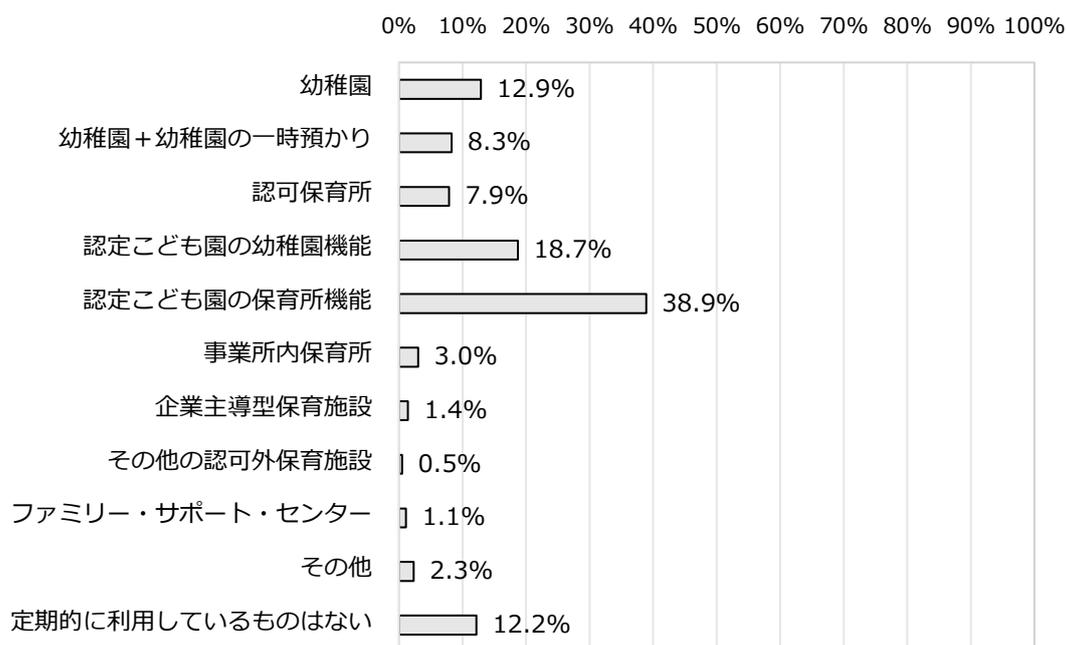
[土、日・祝日の定期的な利用希望：就学前児童保護者（n=1,682）]



資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- 就学前児童の保護者が、現在、定期的にご利用しているのは、「認定こども園の保育所機能」が38.9%、次に「認定こども園の幼稚園機能」が18.7%、「幼稚園」が12.9%の順となっています。

[幼児教育・保育事業の平日の定期的な利用状況：就学前児童保護者(n = 1,682) (複数回答)]



資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- 女性の就業が進み、保護者の就業形態が多様化するなかで、保育サービスの充実を図り、多様なニーズに応じた適切なサービスの提供に努めるとともに、利用者の実情に応じた取組みを行うことが必要です。

－施策の方向－

- 女性の就業が進み、保育所・認定こども園の入所率が上昇傾向にあっても、少子化の進行により、保育所・認定こども園における入所児童数の減少は避けられない状況にあり、将来、各保育所・認定こども園の入所率に格差が生じることが予想されることから、今後においても、老朽化した施設の整備を進めるとともに、保育環境の充実を図り、適切な保育サービスの提供に努めます。
- 保護者の就業形態の多様化等に対応するため、ニーズの動向を的確に把握し、保育所や認定こども園等の民間活力の活用を図りながら、休日保育の実施のほか、「延長保育事業」や「一時預かり事業」の効果的な実施に努めるほか、認可外保育施設における「低年齢児保育対策事業」を継続します。
- 夜間・休日の保育ニーズや短時間勤務社員の利用にも対応できる企業主導型保育施設の設置にあたり、公募団体や事業者と連携を図りながら、地域の実情に応じた運営がなされるよう働きかけていきます。
- 多様化する子育て支援に関するニーズに対応するため、保育所が有する専門的な機能を活用した地域との交流活動の促進を図ります。

[保育所等の入所状況の推移（各年度4月1日現在）]

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
認定こども園 (幼保連携型)	施設数	23か所	28か所	28か所	29か所	29か所	
	入所児童数	2・3号	1,199人	1,565人	1,591人	1,574人	1,532人
		1号	1,144人	1,125人	1,077人	1,065人	1,010人
	定員	2,927人	3,352人	3,392人	3,477人	3,422人	
	定員充足率	80.0%	80.3%	78.7%	75.9%	74.3%	
認定こども園 (幼稚園型)	施設数	7か所	6か所	6か所	6か所	6か所	
	入所児童数	2・3号	170人	140人	133人	123人	144人
		1号	614人	531人	461人	424人	383人
	定員	913人	793人	793人	798人	798人	
	定員充足率	85.9%	84.6%	74.9%	68.5%	66.0%	
認定こども園 (保育所型)	施設数	19か所	19か所	20か所	20か所	19か所	
	入所児童数	2・3号	1,216人	1,144人	1,145人	1,096人	1,009人
		1号	182人	191人	179人	176人	179人
	定員	1,616人	1,546人	1,593人	1,553人	1,496人	
	定員充足率	86.5%	86.4%	83.1%	81.9%	79.4%	
認可保育所	施設数	11か所	7か所	5か所	5か所	5か所	
	入所児童数	836人	420人	265人	268人	238人	
	定員	900人	460人	330人	310人	310人	
	定員充足率	92.9%	91.3%	80.3%	86.5%	76.8%	
幼稚園	施設数	6か所	6か所	6か所	5か所	5か所	
	入所児童数	468人	406人	378人	278人	251人	
	定員	760人	760人	710人	545人	530人	
	定員充足率	61.6%	53.4%	53.2%	51.0%	47.4%	
認可外保育施設 (事業所内保育施設を除く)	施設数	9か所	10か所	10か所	10か所	11か所	
	入所児童数	97人	98人	87人	99人	122人	
	定員	179人	194人	215人	180人	240人	
	定員充足率	54.2%	50.5%	40.5%	55.0%	50.8%	
事業所内保育施設	施設数	17か所	15か所	14か所	14か所	12か所	
	入所児童数	208人	355人	283人	255人	215人	

※ 入所児童数は市外からの広域入所を含む。ただし、1号認定および幼稚園は除く。

資料：「子ども未来部の概要」

－個別事業－ 資料編 (1) 多様な保育ニーズへの対応①～⑪参照

(2) 保育サービスの質の向上

－現状と課題－

- 保育所・認定こども園については、養護および教育を一体的に行うという保育の特性に基づき、子どもの年齢等に応じた適切な発達の援助を行うほか、子どもの健康および安全の確保、保護者に対する育児の相談、悩みなどへの指導・助言、地域における子育て支援など、地域の子育て支援拠点としての重要な役割を担っていることから、施設において、体系的な研修計画に基づき、施設内研修の実施や、職位・職務内容に応じた専門性の向上を図るための各種研修会への参加など、職員の資質の向上に努めています。

- 各施設における保育サービスの提供内容については、利用者ニーズに応じた施設を選択できるよう、市の窓口で各施設の保育内容等の情報を備えており、さらにホームページ等でも周知に努めています。

また、令和5年度から函館市公式LINEによるスマートフォンの位置情報を活用した保育園検索が可能となっています。

- 保育参観や公開保育など「開かれた保育」に向けた取組みによる課題や実践知の共有、各施設における保育士等および施設の自己評価・第三者評価の取組みを促進するなど、常に保育の内容や方法を見直し、その改善・向上が図られるようにすることが必要です。

－施策の方向－

- 今後においても、より一層利用者の視点に立った「保育サービスの情報提供」に努めるほか、「保育の質の向上」のため、保育士研修の充実を図るとともに、保育現場における自己評価等が効果的に実施されるよう取り組むことで、保育所・認定こども園での養護と教育の充実を図ります。
- 国の定める職員数を超えた職員を配置し、特色ある教育・保育の実践を行う施設に対する「特定教育・保育施設質向上事業」や、保育に係る周辺業務や園外活動の見守り等を行う保育支援者を配置し、保育士が保育に専念できる職場環境づくりを行う施設に対する「保育体制強化事業」の実施を継続していきます。

－個別事業－ 資料編 (2) 保育サービスの質の向上①～⑥参照

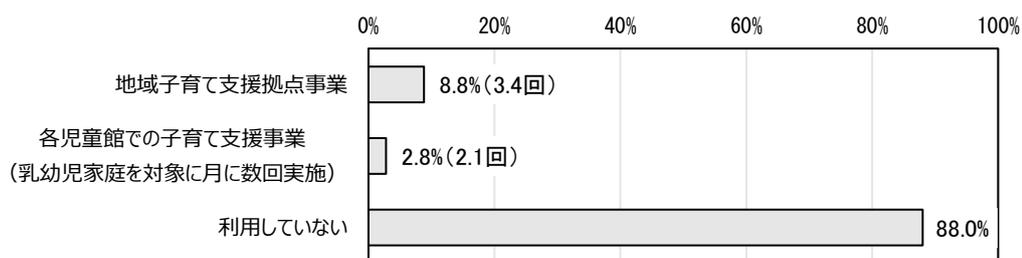
3 子育て支援のネットワークづくり

(1) 子育て支援ネットワークづくりの促進

－現状と課題－

- 本市では、これまで、「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）」や「児童館における子育て支援事業」等の実施により、いろいろな遊びや情報交換等を通して、子育て家庭の親子等の交流を図ってきています。
- 「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）」では、参加親子等のネットワーク化を図り、互いに支え合う子育てしやすい環境づくりを進めるため、育児サークルの育成にも取り組んでいます。
- 親子等のふれあいや交流促進のため、市内の子育てサロン合同の取組みによるイベント開催のほか、町会等で「まめっこサロン」を実施しています。
- ニーズ調査結果によると、就学前児童の保護者の地域子育て支援事業等の利用状況は、「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）」が8.8%、「各児童館での子育て支援事業」が2.8%となっており、また、月平均の利用回数については、「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）」3.4回、「各児童館での子育て支援事業」2.1回となっています。子育てサロン等については、定期的にご利用されている実態にあることから、引き続き、地域に密着した事業展開を図るとともに、利用促進に向けた効果的なPRが必要です。

[地域子育て支援事業等の利用状況：就学前児童保護者（n=1,682）（複数回答）]



※（ ）内は、月平均利用回数

資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- 子育て家庭が互いに支え合う環境づくりとともに、子どもたちの健やかな成長はもとより、子育て家庭を地域全体で支えていくため、子育て支援に関わる市民団体から専門機関までの幅広い構成による「函館市子育て支援ネットワーク」を設立し、地域の子育て力の向上や子育て支援の機運の醸成に取り組んでいます。
- きめ細かな子育て支援サービスや保育サービスを効果的かつ効率的に提供し、地域を挙げて子育て支援を進めていくうえで、ネットワークのより一層の強化が重要であることから、構成団体が互いに支え合い、連携して活動する必要があります。

－施策の方向－

- 子育てサロンでの育児サークルの育成・支援はもとより、函館市子育て支援ネットワークにおける団体間の連携体制の充実・強化を図り、市民総ぐるみによる子育て支援のネットワークづくりとともに、効果的なPRにも努めます。

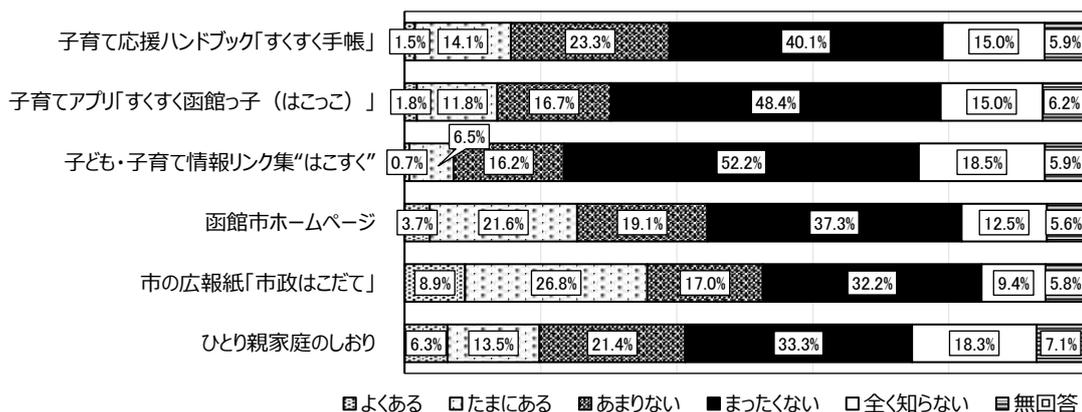
－個別事業－ 資料編 (1) 子育て支援ネットワークづくりの促進①～⑥参照

(2) 子育て支援情報の提供の充実

－現状と課題－

- 本市では、子どもや子育て家庭を対象としたイベント情報や各種手当等の申請案内のお知らせなど、市のホームページに子ども・子育て情報リンク集「はこすく」を掲載しているとともに、子ども・子育て支援に関する情報をスマートフォン向けアプリ「すくすく函館っ子（はこっこ）」でも配信しています。
- ニーズ調査結果によると、就学前児童の保護者が、子どもに関する事業やサービスなどの情報を得るための手段としてあげているのは、「よくある」「たまにある」を合わせた割合が高いものから、「市政はこだて」35.7%、「函館市ホームページ」25.3%、「ひとり親家庭のしおり」19.8%の順となっており、「全く知らない」と回答した人も一定割合いることから、各媒体の周知を図ることが必要です。

[子どもに関する事業等の情報を得るための手段：就学前児童保護者 (n = 1,682)]



※ 子育て応援ハンドブック「すくすく手帳」は令和5年度の発行をもって廃止

※ 「ひとり親家庭のしおり」の回答者数は126人

資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- ㊦ また、本市の情報に限らず、広く子どもに関する事業やサービスなどの情報を入手する方法としては、「インターネット検索（58.1%）」や「SNS（LINEやX（旧Twitter）など）（50.9%）」と回答した割合が高いことから、各媒体を効果的に活用することが必要です。

－施策の方向－

- ㊦ 各種情報誌の充実を図るとともに、インターネットやスマートフォンのアプリでの情報発信のほか、SNS、学校を通じたお便りの配布など、様々な媒体を活用した情報提供の強化・充実に取り組みます。
- ㊦ 転入者への発信や里帰り出産時における情報提供など、よりきめ細かく各々のニーズに合わせた情報提供に努めます。

－個別事業－ 資料編（2）子育て支援情報の提供の充実①～④参照

（3） 地域における子育て意識の啓発推進

－現状と課題－

- ㊦ 少子化や核家族化の進行に伴い、家族の結びつきや地域コミュニティが希薄化し、子育て家庭が社会から孤立し、誰にも相談できない状況から児童虐待やヤングケアラーが表面化しづらく、社会問題になるなど、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。
- ㊦ 主任児童委員や児童委員は、それぞれが担当する地域において、子育て世帯における家庭の状況を把握し、子育て支援等の制度やサービスに関する情報提供や相談への対応など、その世帯の状況に応じた支援活動を行っています。
- ㊦ 全市立学校（幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校）において保護者・地域住民・教職員がともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」の実現に向け、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の取組みを進めています。
- ㊦ 次代を担う子どもたちの健やかな成長は、市民共通の願いでもあることから、子育て支援の充実は、行政、企業、地域を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題とし、また、子育てへの関心や理解を高め、子育て家庭を支え、さらには、地域ぐるみで見守るためにも、子育て支援に関する機運の醸成はもとより、子育てに関する意識啓発等の取組みの推進が必要です。
- ㊦ 意識の啓発等にあたっては、町会や母親クラブ、育児サークル、子育て支援に関わる市民団体などの地域活動団体や、主任児童委員、児童委員のほか、社会福祉協議会や保育所、幼稚園などの子育て支援サービスを提供する民間事業者、高齢者や障がいのある人等に対するサービスを提供する民間事業者などと連携することも必要です。

－施策の方向－

- 子育て家庭へのインターネットやスマートフォンアプリ等による情報発信はもとより、「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）」や「児童館における子育て支援事業」等の各種の子育て支援事業を進めるにあたっては、子育てアドバイザーをはじめ、主任児童委員や児童委員、町会や老人クラブで活動する高齢者等の地域住民、民間事業者等の協力により、世代間交流や地域交流も深めるなかで、地域における子育て意識の啓発に努めます。

－個別事業－ 資料編（3）地域における子育て意識の啓発推進①～⑧参照

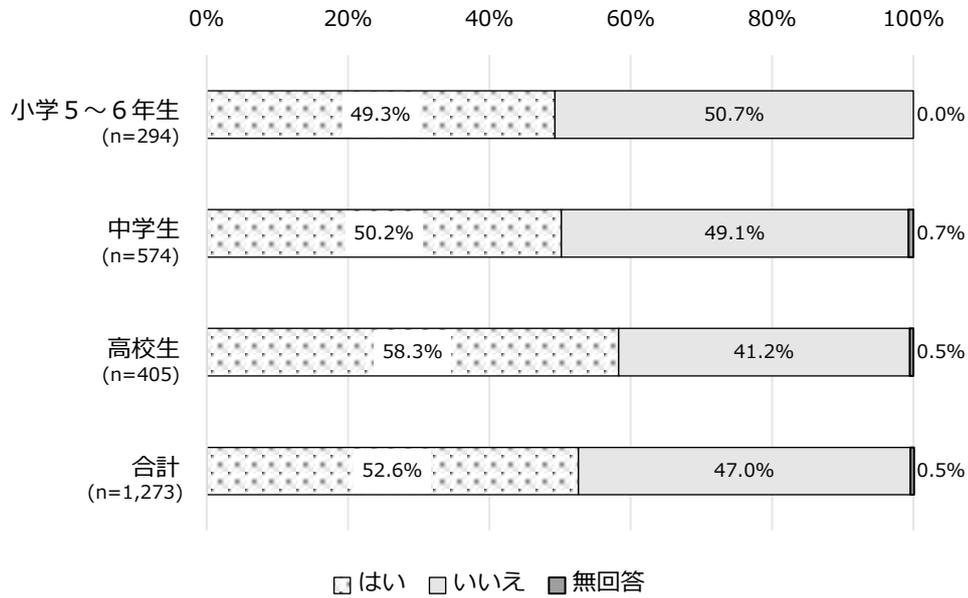
(1) 子どもの居場所づくりの整備推進

－現状と課題－

- 近年、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、子どもが地域コミュニティのなかでたくさんの大人と関わりながら健やかに育つことが難しい状況になってきています。全ての子どもが、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていく必要があります。
- 本市では、18歳未満すべての子どもを対象に、遊びを通じた健全育成の拠点および子育て支援の場として、令和6年度では、「児童館」を23か所、「母と子の家」を1か所、設置しています。
少子化の進行に伴い、利用者数の減少が見込まれますが、今後は福祉的課題を抱える子育て家庭への支援など様々な役割を担うことが期待されています。また、多くの施設で老朽化が進んでいるほか、小学校の再編等を踏まえた配置を検討する必要があります。
- 子どもの健全育成の場として、「青少年研修センター」の設置や図書館における「絵本の読み聞かせ」、「公民館」や「亀田交流プラザ」での各種講座、さらには、小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の協力のもと、遊びや交流活動等を行う「放課後子ども教室」を開催しているほか、民間施設や地域住民などによる「フリースクール」や「子ども食堂」、「第三の居場所」といった居場所も設置されています。
- また、「子どもの居場所づくり推進事業」として、学習習慣の定着および健全育成を図り、安全で安心して過ごすことができる多様な子どもの居場所づくりを促進するため、町会館等で子どもの学習支援等を行っています。
- 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童など、養育環境に関して課題のある家庭の子どもを包括的に支援していく必要があります。

- ㊦ ニーズ調査結果によると、家や学校以外に「ここに居たい」と感じる居場所について、「ほしい（はい）」と回答した人は全体で52.6%となっています。

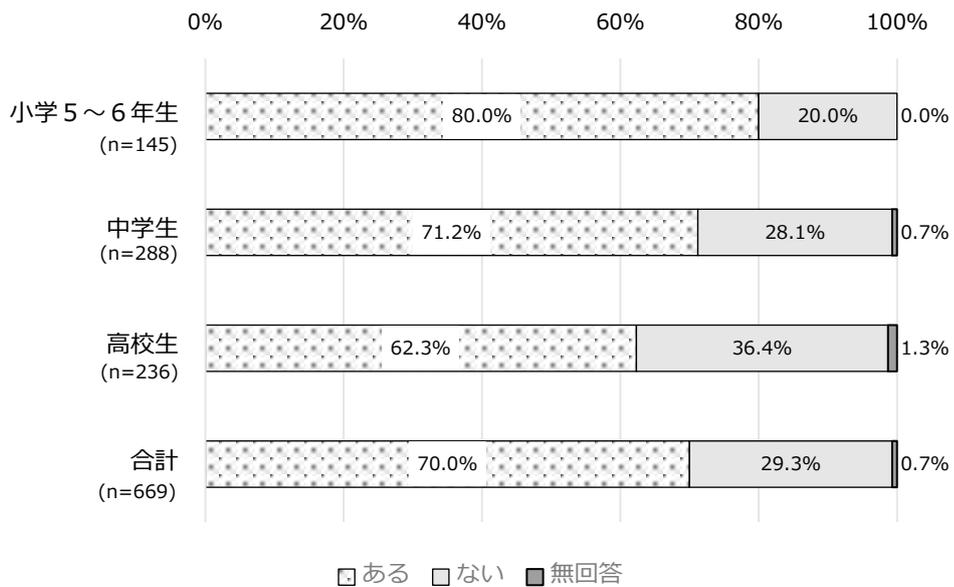
[家や学校以外の居場所のニーズ]



資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- ㊦ また、居場所が「ほしい（はい）」と回答した人のうち、「ここに居たい」と感じる居場所があるかについて、全体で「ある」と回答した人が70.0%、「ない」と回答した人は29.3%となっています。また、年齢層が上がるほど「居場所がない」と回答する割合が高くなる傾向があります。

[家や学校以外に「ここに居たい」と感じる居場所の有無]



資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- 本市では、函館市子ども条例に基づき、子どもたち自身が子どもに関係する施策やまちづくりに関すること等について話し合い、意見発表することで社会参加することを目的として、「函館市子ども会議」を毎年開催しており、令和5年度は、市立函館高等学校の1年生が「高校生が居場所に求めるもの」をテーマに北海道教育大学函館校の教員・大学生のサポートを受けながら意見をまとめて市に報告しました。
- 会議では、高校生が普段からよく利用するGスクエアや亀田交流プラザ、中央図書館といった居場所の良い点、悪い点について、グループワークを行い、意見を出し合ったうえで、「どんな条件が整った居場所が欲しいか」についてリストアップし、市に対して意見表明を行いました。その結果、「高校生が居場所に求めるもの」として、「施設の選択肢が増える」「治安の良さ」「雰囲気の良い」「学生が遊べる場所」「勉強する人と話す人で居場所を分けてほしい」「無料Wi-Fi（ネット環境）」「できるだけお金がかからない」「アクセスのしやすさ」などの意見が出されました。

－施策の方向－

- 児童館については、令和6年8月に策定した「児童館のあり方」に基づき、利用する子どもの意見を児童館運営に取り入れる仕組みづくりなどに取り組むほか、施設の老朽化への対応などを進めます。
- 児童館や放課後児童クラブ（学童保育所）など多様な子どもの居場所づくりの確保に引き続き努めるとともに、その場を居場所と感ずるかどうかは子ども本人が決めるものであるという前提に立ち、今後も子どもの声を聴きながら居場所づくりなどの各種事業を進めていきます。
- 子どもの居場所づくりの推進にあたっては、地域の様々な居場所の担い手と連携し、継続的な支援や整備に取り組めます。

－個別事業－ 資料編 (1) 子どもの居場所づくりの整備推進①～④参照

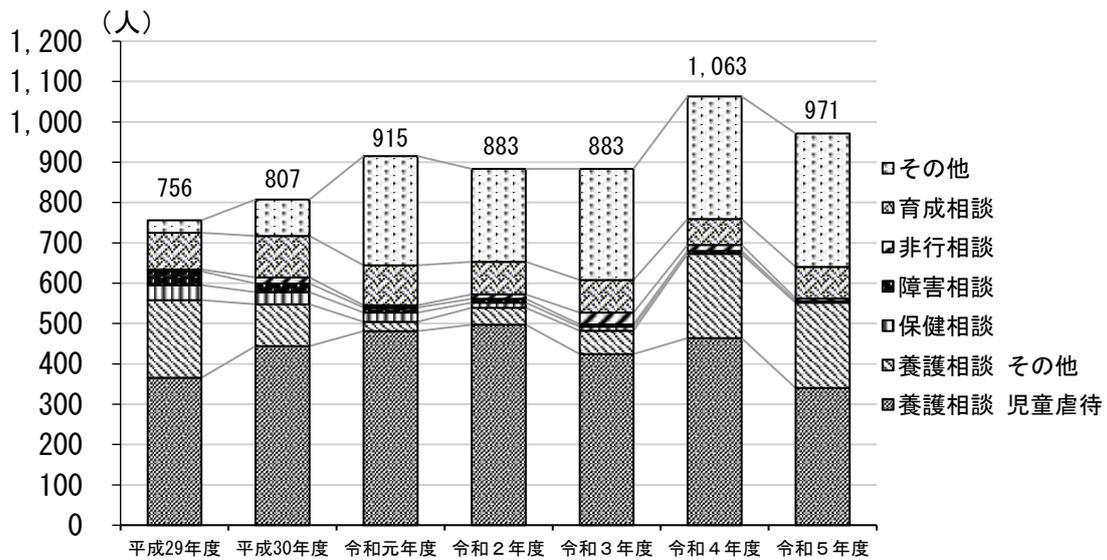
(2) 少年非行、いじめ・不登校等に対する支援の推進

－現状と課題－

- 市の青少年補導センターでは、子どもの健全育成を図るため、カラオケボックスやゲームセンター等で子どもたちへの声かけなどの注意・指導を行う「街頭補導活動」を行っています。また、子どもを取り巻く環境の浄化活動として、有害図書等の取扱い・陳列方法や、子どもの携帯電話・スマートフォンへのフィルタリング機能の義務化等について、書店やDVD・ビデオレンタル店、コンビニエンスストア等への立入調査を一斉に行い、店主等への説明や指導、協力要請を行う「有害図書等販売状況一斉立入調査」を実施しています。

- 市内に在住する、様々な背景や要因、状態により登校できない状況にある児童生徒を対象に、「サポートベース函館」（北海道教育センター）において一人ひとりの状況に即した支援を行い、社会的自立または学校生活への意欲を高めているほか、フリースクール等情報交換会の開催により、フリースクールなどとの連携を推進しています。
- 「いじめ不登校等対策推進事業」として、児童生徒のいじめの問題や不登校等に関する児童生徒や保護者の不安を解消するため、函館市教育委員会と北海道教育センターに電話相談窓口「はこだて子どもほっとライン」を設置し、児童生徒や保護者の教育上の悩みなどについて相談を実施しています。
- 児童生徒の心の在り方に関わる様々な課題に対し、児童生徒や保護者、教職員の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能のより一層の充実を図ることを目的に、市立中学校17校（拠点校）に13名のスクールカウンセラーを配置するとともに、令和5年度から、市立小学校38校に13名のスクールカウンセラーを学校規模に応じて年複数回派遣しています。
- 函館市こころの相談員（2名）を配置し、学校からの要請に応じて学校を巡回し、児童生徒やその保護者に対するカウンセリング等を行うほか、いじめや不登校の未然防止および早期対応に努めています。
さらに、いじめ撲滅のための啓発用リーフレットの作成・配布等を行っています。
- 北海道教育委員会においては、学校での外部からの執拗な苦情や過剰な要求などトラブルの初期対応に関して、学校が弁護士（スクールロイヤー）からの助言を受けることが可能な「スクールロイヤー制度」を導入しています。
- 「函館市子ども家庭センター」では、専任の相談員を配置し、子育て、障がい、病気、家庭内の問題、保育所・幼稚園・学校での問題、ヤングケアラーや虐待など、子どもに関するあらゆる相談窓口として、「子どもなんでも相談110番」を設置しており、子ども自らが相談しやすいよう、子ども専用電話（フリーダイヤル）と携帯ゲーム機などから専用フォームで相談できる子ども専用ページを設置しています。

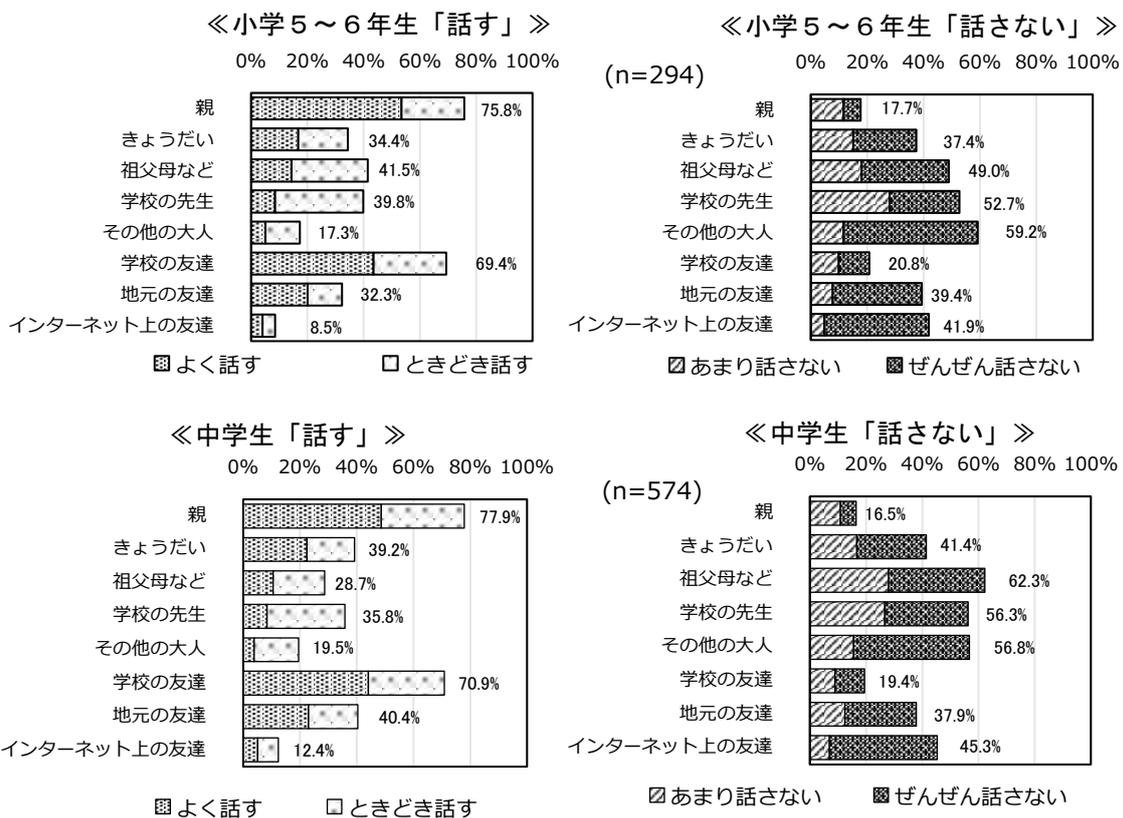
[子どもなんでも相談110番実施状況]



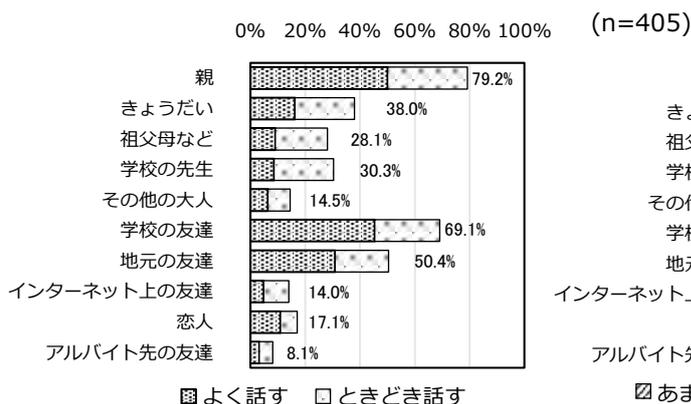
資料：子ども未来部調製

- ニーズ調査結果によると、小学5年生～高校生が「困っていることや悩みごと」「楽しいことや悲しいこと」を誰にどれくらい話すかについて聞いたところ、「よく話す」の割合が高いものは、「親」や「学校の友人」であった一方で、「親」や「学校の友人」に「ぜんぜん話さない」と回答した子どもがいることがわかります。

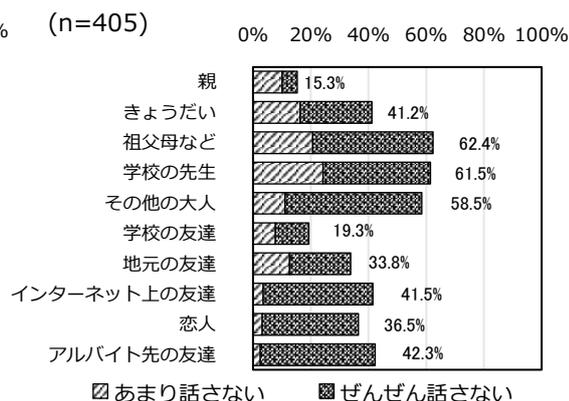
[困りごとや悩みの話し相手]



《高校生「話す」》



《高校生「話さない」》



資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- 困りごとや悩みのお話し相手として、いずれの相手に対しても「ぜんぜん話さない」または「あまり話さない」と回答した子どもは、小学5～6年生で3.7%、中学生で4.0%、高校生で2.2%いたことから、子どもが家庭や学校、地域において孤立しないよう、身近な相談窓口の充実や、家庭と学校、地域が一体となって子どもを見守り、支えていけるような、地域ぐるみの支援が必要です。
- 喫煙や飲酒、不健全性行為等の非行問題については、家庭や学校における教育や啓発を推進するとともに、少年非行等の問題を抱える児童生徒の立ち直りへの支援、さらには、保護者の子育て支援はもとより、引きこもりやいじめ、不登校等への対応については、学校や児童相談所、警察、保護司等の連携体制を強化し、地域社会全体で対処することが必要です。
- 自分専用のスマートフォン等を所有している子どもが多いことから、平成30年度に小・中学生の主体的な議論により、その利用方法をまとめた「函館市児童生徒スマホ・ゲーム機等利用宣言」を作成するとともに、情報モラル教育のより一層の充実を図るよう周知・啓発を行っています。

－施策の方向－

- 各種事業の充実を図るとともに、家庭や学校、地域による連携も含めた子どもの見守りを強化することにより、非行の防止やいじめの根絶などに取り組んでいきます。

－個別事業－ 資料編 (2) 少年非行、いじめ・不登校等に対する支援の推進

①～⑧参照

1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

(1) 健康診査、保健相談・指導の充実

－現状と課題－

- 本市では、妊産婦・子育て世帯・子どもに係る相談に対し、切れ目なく、漏れなく支援するため「函館市子ども家庭センター」を函館市総合保健センターの1階に設置しています。「函館市子ども家庭センター」内には、妊娠・出産・子育て等に関する相談に、専任相談員がワンストップで対応する「マザーズ・サポート・ステーション」を設置し、妊娠届出時に全妊婦を対象に面接・電話・訪問等により相談支援を実施しているほか、必要に応じて地区担当保健師や関係機関と連携し、継続的に支援する体制を取っています。
- 現在、妊娠届出をマザーズ・サポート・ステーションで行う割合は約9割となり、妊婦との面談の実施率は100%近くを維持しています。
- 多胎や若年妊婦、妊娠21週以降の妊娠届出等のハイリスク妊婦に対しては、マザーズ・サポート・ステーションや医療機関との連携によりできるだけ早期に把握し、個別に保健指導等を行い、支援につなげています。
- 産後2週間および1か月の産婦を対象に健診費用を助成する「産婦健康診査事業」で把握した産後うつ病質問票の高得点者や、出産後に妊娠届出を行った産婦、未熟児・先天性疾患のある乳児等をもつ産婦などのハイリスク産婦についても、医療機関からの連絡等により早期に把握し、保健師等が家庭訪問等により必要な支援を行っています。
- また、出産後1年以内の産婦および乳児で、産後ケアを必要とする方を対象に、助産師等が、産後の心身のケアや子育て等についての指導を行う宿泊型・通所型・訪問型による「産後ケア事業」を実施し、安心して子育てができる支援体制を確保しています。
- 乳幼児の健康診査（健診）として、生後4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児健診を実施しており、受診率の維持・向上に向け、周知に努めています。特に、養育支援が必要な状況を早期に把握するため、未受診児に対しては、文書や訪問等による状況確認や受診勧奨を強化しています。
- 乳幼児健診の二次スクリーニング健診として、「経過観察健診（理学療法士による訓練を含む）」や「小児肥満フォロー児健診（のびっこ健診）」を実施しているほか、精密健診を医療機関に委託して実施するなど、様々な場面で、保健相談・指導を行い、子どもの健やかな発育・発達の促進に努めています。

- 「定期予防接種」については、乳幼児期に接種すべき種類が増え、接種スケジュールも過密・複雑になってきています。一定の接種率は保たれていますが、流行の抑止に必要とされる接種率95%に達していないものもあることから、接種対象者への個別通知や再勧奨通知、広報の充実などにより、積極的な接種勧奨に努めていく必要があります。
- 妊娠期から出産・子育てまで一貫した「伴走型相談支援」と合わせ、「経済的支援」として、妊娠届出時や出生届出時を通じて給付金を支給する「出産・子育て応援給付金給付事業」を令和5年2月から実施しています。
- むし歯の減少をはじめとした口腔の健康保持を促すため、乳幼児健診時の歯科相談・歯科健診や、フッ素塗布を実施しているほか、養育支援が必要な母子の早期把握と情報共有のため、「周産期母子医療センターとの連携」にも取り組んでいます。

－施策の方向－

- 母体の健康管理の出発点である妊娠の届出は、母子の心身の異常の発生を予防し、または減少させ、安心・安全な分娩を迎えるためにも早期の届出が重要であることから、妊娠11週以内の届出をさらに向上させるとともに、継続的な支援を図るうえでも「マザーズ・サポート・ステーション」の周知に取り組みます。
- 特にハイリスク妊婦に対しては、マザーズ・サポート・ステーションにおける面接や医療機関との連携等により妊娠初期から状況を把握し、早期に訪問等による保健指導等の支援を開始するなど、強化・充実に努めます。
- 妊婦の健康管理や子どもたちの健全育成のため、引き続き妊娠・出産・乳幼児期における各種健診および二次スクリーニングの充実を図るほか、未受診児については、関係機関との連携や家庭訪問等を実施し、子どもの状況確認や受診勧奨を行い、受診率の向上はもとより、必要に応じた適切な支援ができるよう対策に取り組めます。
- 定期予防接種についても、子どもの命と健康を守るため確実に実施できるように、周知・啓発活動を一層強化し、接種率向上に努めます。

－個別事業－ 資料編 (1) 健康診査, 保健相談・指導の充実①～⑰参照

(2) 母子保健の情報提供の充実

－現状と課題－

- 本市では、子育てサポート情報通信「すくすく」を市のホームページやフリーペーパー等に掲載し、母子保健に関する情報を広く提供しているほか、初妊婦とその配偶者、家族を対象に「プレパパ・プレママ教室（両親学級）」を開催し、妊娠中の健康管理や出産、育児に関する知識の普及に取り組んでいます。

- 少子化や核家族化などにより、地域社会のなかで、子育ての知識や技術の継承が難しくなっていることや、育児情報の多くがインターネットから得られていることを踏まえ、それぞれに適した情報を手軽に入手できるよう、育児に関する情報提供の方法や掲載内容の充実に努めていく必要があります。

－施策の方向－

- 父親の育児への参加を促すとともに、周囲の家族も母親の産後の心身の状態を十分理解し、育児を支える環境づくりが整えられるよう、プレパパ・プレママ教室の継続と内容の充実に努めていきます。
- 健康な妊娠生活を送るための出産・育児に関する正しい知識の普及・啓発に向け、保健・福祉等の関係機関と連携しながら、従来の広報手段に加え、スマートフォン向け子育てアプリ「すくすく函館っ子（はこっこ）」やフリーペーパー等、多様なコンテンツを活用した情報提供に努めていきます。

－個別事業－ 資料編（2）母子保健の情報提供の充実①～⑧参照

2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

(1) 思春期・青年期保健に関する知識の普及促進

－現状と課題－

- 本市では、市内の児童生徒を対象に「思春期教室」を開催しており、特に中学生については、「函館・性と薬物を考える会」への委託により、各学校に医師や助産師等の講師を派遣し、正しい性の知識の習得や適切な行動が取れるよう出前健康教育を実施しています。
- 市内の小学校などで、子どもが様々な暴力から自分の心と体を守る、暴力防止のための予防教育である「CAPプログラム」を実施しています。
- 性の多様性理解促進等事業として映画上映会や講演会、出前講座等の啓発活動を行っています。また、函館市女性センターにおいて、セクシャルマイノリティ相談を実施しています。
- 女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取り組みであるプレコンセプションケアに関する体制整備が求められています。

－施策の方向－

- 思春期の子どもたちの現状や思春期の心と身体の発達に関する理解を深めるため、保護者や思春期にある子どもたちに係わる医療、保健、福祉、教育関係者等を対象に、講演会を継続して開催します。
- 子どもたちに対しては、生命の尊さを実感させるとともに性に関して、男女の関係や相互理解の必要性、さらには身体についての正確な情報を得て、自分で判断し、自ら健康管理や長期的なライフプランの設計ができるよう、学校と連携した健康教育を継続して行います。
- 学校においても、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置などを進めており、子どもや保護者が安心して相談できるよう、相談体制の充実を図っていきます。
- 保健・医療・福祉・教育等の関係者の連携を強化し、思春期・青年期の心と体の健康づくりを支援する思春期保健連絡会を継続して行います。

－個別事業－ 資料編 (1) 思春期・青年期保健に関する知識の普及促進

①～⑩参照

(2) 喫煙、飲酒、薬物に関する教育の推進

－現状と課題－

- 未成年者の喫煙・飲酒は、成人に比べて心身に大きな悪影響を与えるとともに、成人後の喫煙、飲酒の習慣に結びつきやすく、特に、喫煙は、違法薬物使用の入り口となるおそれがあるため、喫煙および飲酒の防止には早い時期からの普及・啓発が重要であることから、小学生を中心に講座を開催しています。

－施策の方向－

- 喫煙や飲酒が未成年者の心身に及ぼす害について理解を深め、子どもの心と体の健康づくりを進めるとともに、薬物の使用防止の普及・啓発を図ります。

－個別事業－ 資料編 (2) 喫煙、飲酒、薬物に関する教育の推進①～④参照

(3) 心のケアと相談体制の充実

－現状と課題－

- 本市における平成30年からの5年間の自殺者の状況は、総数が減少傾向となっているなか、子ども・若者の自殺者は毎年一定数発生しています。

[自殺者数の推移]

(単位：人)

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
自殺者総数	54	49	42	37	40
うち10～14歳	0	0	0	0	0
うち15～19歳	1	3	1	1	1
うち20～24歳	2	4	1	0	2
うち25～29歳	1	1	2	3	2
計	4	8	4	4	5

資料：市立函館保健所

- 子どもの自殺死亡者根絶のため、幅広い関係者が児童生徒の問題行動の未然防止や自殺の兆候の早期発見等に取り組むほか、児童生徒の心のケアのため、学校においてスクールカウンセラーの配置などを進め、子どもや保護者が安心して相談できるよう、相談体制の充実が必要です。
- 次代を担う子ども・若者たちには、心の健康の保持・増進や良好な人格形成、生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法を身につけさせるための支援、さらには命の大切さを実感させる取組みが必要です。
- 教職員や雇用者をはじめとする市民が自殺対策の重要性について理解と関心を深められるよう、自殺予防に関する正しい知識の普及・啓発に努めています。

- 令和元年度から10年間の「函館市自殺対策行動計画」を策定し、自殺対策の取組みを推進しています。
- 性暴力被害者への支援については、NPO法人ウィメンズネット函館への委託により、性暴力被害者相談窓口を設置し、電話や面接による相談のほか、必要に応じて医療機関や警察など、関係機関との連携した支援や各種手続きに係る同行などの対応を行っています。

－施策の方向－

- 学校の教育活動を通じて、児童生徒が自分の命はもとより、他の人の命の尊さに気づくことができるよう、命の大切さにかかわる教育の充実を図ります。
- 教職員や雇用者をはじめとする市民に対しては、研修の実施などを通して、心の健康や自殺対策に関する知識の普及・啓発を図るとともに、自殺の危険性の高い子ども・若者に気づいたときの対応方法や相談機関の周知などを図り、早期発見と早期対応に対処できる人材養成に取り組みます。
- 引き続き、関係機関と連携を図り、性犯罪・性暴力被害者支援に取り組みます。

－個別事業－ 資料編 (3) 心のケアと相談体制の充実①～⑨参照

(1) 食に関する学習機会、情報提供の充実

－現状と課題－

- 「食」は、生きていくために欠くことのできないもので、子どもたちが生涯にわたって健康な心身と豊かな人間性を育み、いきいきと暮らしていくことができるようになるための基本であり、本市では、保育所・認定こども園や学校における食育の推進のほか、離乳食教室や啓発事業などに取り組んでいます。
- 望ましい食習慣の定着のためには、子どもの頃から基本的な生活リズムをつくるための「早寝・早起き・朝ごはん」を身に付け、食の知識や食を選択する力を習得するための様々な取組みを実践することが必要です。
- ニーズ調査によると、朝食を毎日食べる子どもの割合は、小学生で88.1%、中学生で79.6%、高校生で75.3%となっています。

[子どもの朝食のとり方：小学生保護者、中学生保護者、高校生保護者]

区 分	毎日食べる	週5～6回 食べる	週3～4回 食べる	週1～2回 食べる	ほとんど 食べない	無回答
小学生保護者 (n=1,459)	88.1%	4.2%	2.5%	1.9%	2.1%	1.0%
中学生保護者 (n=925)	79.6%	7.2%	4.9%	2.4%	5.8%	0.1%
高校生保護者 (n=579)	75.3%	6.9%	4.7%	2.9%	10.0%	0.7%

資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- また、小・中学生で朝食を食べない理由の多くが「時間がないから」、 「食欲がないから」となっており、基本的な生活リズムが実践できていないことが、その要因と思われます。

[小・中学生の朝ごはんを食べない理由（複数回答）]

区 分	小学5年生 (n=244)	中学2年生 (n=366)
食欲がないから	48.4%	52.5%
時間がないから	50.0%	54.4%
いつもたべないから	5.7%	10.7%
太りたくないから	9.4%	4.4%
その他	9.4%	11.5%

資料：函館市栄養教育研究会「令和4年度食生活に関する調査報告書」

- 食育はあらゆる世代に必要ですが、特に子どもたちに対する食育は、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育む上で重要です。子どものうちに健全な食生活を確立するため、家庭と保育園・幼稚園等、学校等が連携し、食育の推進を図る必要があります。また、20歳代、30歳代の若い世代は、他の世代と比べて、「食に関する興味・関心が低い」、「朝食欠食の割合が高い」、「栄養バランスに配慮した食生活を送っている人が少ない」等の状況があります。20歳代、30歳代を中心とする世代は、これから親になる世代や子育て世代でもあり、次世代を担う子どもたちのためにも、健康や栄養に関する興味・関心や知識を高め、健全な食生活を実践することができるよう食育の推進を図る必要があります。
- なお、市内の保育施設における食物アレルギー対応については、国のガイドラインに基づき、医師の生活管理指導表の提出により、保護者と保育施設が連携を図り、各保育施設が個々の状況に応じて適切な対応を行っているほか、学校給食においては、平成25年12月に「函館市学校給食食物アレルギー対策マニュアル」を策定し、各学校でマニュアルに基づき、個別に対応を行うことにより、食物アレルギー事故の未然防止に努めています。

－施策の方向－

- 市民一人ひとりが食育に理解を深め、食を通して心豊かで健やかな暮らしを実現することを目的に策定した「第3次函館市食育推進計画」に基づき、関係機関・団体との連携を図りながら、食育を推進します。

－個別事業－ 資料編 (1) 食に関する学習機会、情報提供の充実①～④参照

4 周産期・小児医療等の充実

(1) 周産期・小児医療の確保・充実

－現状と課題－

- 道南圏域では、本市に小児救急を行う医師、医療機関が集中しています。
- 小児救急医療に関しては、初期から三次までの体制が整備されており、新生児、未熟児医療に関しては、総合周産期母子医療センターなどが整備されているほか、未熟児の養育のために、入院に要する費用の一部を給付しています。
- 近年、二次救急医療機関における小児救急患者に占める軽症者の割合が高いことが指摘されており、小児科勤務医の負担が増加していることから、救急医療体制を含めた小児医療体制の確保が課題となっています。
- 子どもの疾病は、短期間で重症化することがあり、後遺症を残さずに事故や疾病から子どもを守ることは、子どもの将来にとって重要です。そのため、新生児、未熟児医療、小児救急医療をはじめとする小児医療の確保のほか、休日・夜間における適切な受診の普及・啓発が必要です。

－施策の方向－

- 休日・夜間の小児救急医療体制の確保と適切な受診の普及・啓発に努めます。

－個別事業－ 資料編 (1) 周産期・小児医療の確保・充実①～④参照

(2) 小児慢性特定疾病対策の推進

－現状と課題－

- 本市では、長期にわたる療養と治療のために多額の費用を要する小児慢性特定疾病を発症した子どもに対する医療費の給付と、日常生活の便宜を図るための日常生活用具の給付を実施しています。
- 慢性疾病を持つ子どもの健全育成および自立促進を図るため、自立支援員を配置し、相談支援や社会参加に関する支援などに総合的に取り組んでいます。

－施策の方向－

- 小児慢性特定疾病医療費の給付と日常生活用具給付事業を継続するとともに、長期にわたり療養を必要とする子どもや家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言および関係機関との連携調整などを進めます。

－個別事業－ 資料編（2）小児慢性特定疾病対策の推進①～③参照**（3）不妊・不育症に悩む方に対する支援の充実****－現状と課題－**

- 令和4年4月から有効性・安全性が確認された不妊治療が保険適用されましたが、本市では、不妊治療を受けている方の経済的負担を軽減するため、医療保険適用の不妊治療と併用して実施した先進医療に係る費用や交通費の一部を助成しています。また、不育症の疑いがある方に対し、その原因特定のための検査および治療に対する助成を行っています。
- 令和4年度から、不妊や不育症に悩む方々に対し、保健師による一般相談や、産婦人科医による専門相談を行う不妊相談窓口を開設しています。

－施策の方向－

- 晩婚化の影響により、今後も不妊治療を必要とする夫婦の増加が予想されることから、不妊治療等助成事業や不育症治療費助成事業を継続していきます。

－個別事業－ 資料編（3）不妊・不育症に悩む方に対する支援の充実①～③参照

1 次代の親の育成

(1) 男女協力による家庭を築くことの意義の普及・啓発の推進

－現状と課題－

- 男女共同参画社会の実現には、男女が共に家事・育児等を担っていくことが大切です。近年、共働き世帯は増加傾向にありますが、職場や家庭などでの性別による固定的役割分担意識は、男性の家事・育児・介護等への参画を妨げ、結果として男性にとっても、長時間労働やワーク・ライフ・バランスの実現が難しくなることから、男女が共に暮らしやすい社会に向け、意識の改革が必要となってきます。また、少子高齢化が進行するなかで、女性が社会においてより一層活躍することが期待されており、これからは、男女が共にその個性と能力に応じて社会のあらゆる場で活躍し、喜びも社会的責任も共に分かち合うという共通認識が必要となっています。そのため、男女共同参画の意識啓発を進めていくことが重要であることから、本市では、小・中学生を対象とした啓発誌の発行や、男女共同参画意識の高揚を図るための啓発パネル展・男女共同参画フォーラムの開催など各種事業に取り組んでいます。
- 令和3年度男女共同参画に関する市民・事業者意識調査結果によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、18歳以上市民の47.0%が否定的に受け止めており、平成28年度の調査（36.2%）と比較すると、10.8ポイント増加しています。性別による固定的役割分担意識は少しずつ変化していますが、女性より男性に肯定的な意識が根強く残っており、男女共同参画に関する男性の理解の促進をさらに図っていくことが必要です。

[「男は仕事，女は家庭」という考え方についてどう思いますか(n = 794)]

区 分	賛成	どちらかといえ ば賛成	どちらかといえ ば反対	反対	どちらとも いえない	無回答
全 体	1.6%	8.8%	19.9%	27.1%	41.6%	1.0%
女 性	1.1%	7.4%	23.7%	28.4%	38.7%	0.7%
男 性	2.3%	10.8%	14.8%	25.6%	45.1%	1.5%
18~29 歳	1.1%	8.8%	22.0%	36.3%	31.9%	0.0%
30~39 歳	1.7%	2.5%	20.8%	35.8%	39.2%	0.0%
40~49 歳	1.1%	9.8%	18.0%	27.3%	43.2%	0.5%
50~59 歳	2.1%	7.7%	21.0%	23.6%	44.1%	1.5%
60~69 歳	1.5%	11.8%	20.6%	23.5%	41.9%	0.7%
70 歳以上	3.0%	14.9%	14.9%	16.4%	46.3%	4.5%
無回答	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%

資料：「令和3年度男女共同参画に関する市民・事業者意識調査」（18歳以上市民調査）

－施策の方向－

- 男女が協力して家庭を築き，子どもを生き育てることの意義の普及・啓発のために，「思春期教室」や男性の家事・子育てへの主体的な参画促進を目的とした講座など各種事業に取り組むとともに，函館市男女共同参画推進条例に基づき，関連施策を推進します。

－個別事業－ 資料編 （1）男女協力による家庭を築くことの意義の普及・啓発の推進①～④参照

（2）子どもを生き育てることの意義の普及・啓発の推進

－現状と課題－

- 思春期といわれる時期は，子どもから大人への過渡期であり，身体の著しい成長に比べ，精神的・社会的に未熟であり，様々な問題が生じやすい時期といわれています。
- 思春期の子どもたちが，生命の大切さや人権・人格の尊重，男女平等の精神に基づいた異性観を持ち行動できるように「思春期教室」を開催しています。また，現代の子どもたちは，インターネットやスマートフォンの普及などにより，氾濫する性などの情報のなかに置かれていることから，早い時期に正しい性知識等を習得し，自分で情報を取捨選択する力を養うことが必要です。

－施策の方向－

- 思春期の子どもたちの心身の健康を守るとともに、子どもを生み育てることの意義の普及・啓発のため、学校との連携をより密にし、講師派遣や教材の貸出しなどに取り組むほか、保健・医療・福祉・教育等の関係者に、思春期に関する現状や対処方法等に係る情報を提供するなど、思春期保健の充実を図ります。

－個別事業－ 資料編 (2)子どもを生み育てることの意義の普及・啓発の推進 ①～②参照

2 子どもの「生きる力」の育成に向けた学校の環境等の整備

(1) 確かな学力の向上

－現状と課題－

- 子どもが社会の変化のなかで主体的に生きていくことができるよう、知識・技能の確実な習得と思考力、判断力、表現力等の育成が重要であることから、小学校6年生児童および中学校3年生生徒を対象とした全国学力・学習状況調査等により、学習状況を把握し、学習指導上の課題を明確にするとともに、子どもの学習意欲を高める指導方法等の改善を図ることが必要です。
- また、学力向上のためには、家庭における学習や生活習慣づくりが大切だという考えのもと、広報紙による啓発や、地域人材を活用した小学校におけるアフタースクールの実施などを通して、放課後や長期休業中の学習の取組みを促進し、児童の主体的な学習習慣の定着による学力向上を図っていく必要があります。

－施策の方向－

- 望ましい生活習慣および学習習慣のより一層の定着を図るため、児童生徒の理解を深める取組みを推進するとともに、学習状況を的確に把握し、学習指導の充実を図ります。

－個別事業－ 資料編 (1)確かな学力の向上 ①～③参照

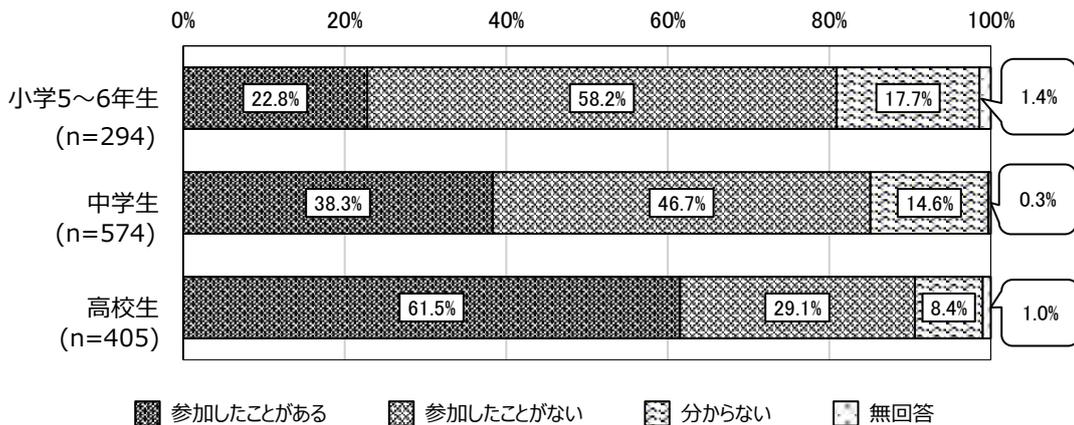
(2) 豊かな心の育成

－現状と課題－

- 各学校においては、新しい学習指導要領に基づき子ども一人ひとりの豊かな心の育成をめざし、地域の特性を生かした全体計画や道徳の時間の年間指導計画の見直しを図るとともに、ボランティアなどの様々な体験活動を生かした道徳教育の工夫や学校での道徳教育の充実を図る学校教育指導を行っています。
- 加えて、子どもたちの豊かな成長を図るため、子どもの実態を踏まえ、地域人材や地域資源を積極的に活用した体験学習活動を実施しています。
- また、子どもが安心して活動できる放課後の居場所として、小学校の余裕教室等を提供し、地域住民や保護者、学生などの参画を得ながら、遊びや交流活動を通して子どもたちの健全育成を図る「放課後子ども教室」を開催しています。

- さらに、いじめや不登校に対応して、南北海道教育センターの指導主事やこころの相談員による教育相談を実施するとともに、子どもに関するあらゆる相談を受け付ける窓口として函館市子ども家庭センター内に「子どもなんでも相談110番」を設置しており、子ども自らが悩みを相談しやすいように子ども専用電話（フリーダイヤル）と子ども専用ページ（ホームページ）を開設しています。
- 将来のまちづくりを担う子どもたちが、函館の歴史や現在の魅力を再発見して正しく認識し、まちに対する誇りや地域愛を高めることで、まちの魅力を向上・発信し次世代に継承することができるよう、「函館TOM向上推進事業 まちを理解する小学生向けオリジナル映像」を制作し、各学校に配布するとともに、函館市公式動画チャンネル（YouTube）で公開しているほか、希望者への映像の貸出しを実施しています。
- ニーズ調査結果によると、ボランティア活動に「参加したことがない」と回答した小学5～6年生が58.2%、中学生が46.7%、高校生が29.1%となっています。

[地域社会などでボランティア活動に参加したことがありますか：小学5年生～高校生]



資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- 児童生徒を取り巻く家庭・地域の環境が大きく変化し、児童生徒が自然のなかで豊かな体験をしたり、文化芸術を体験して感性を高めたりする機会が限られていることが指摘されています。そのため、学校において家庭・地域と連携・協働しながら、体系的・継続的な体験活動などの機会を確保することが求められています。
- また、いじめ、非行等の問題行動や不登校に対応するために、全小中学校および義務教育学校に年1回以上スクールカウンセラーを派遣する体制を整えるなど、専門的な相談体制の強化のほか、スクールソーシャルワーカーによる、学校、家庭、地域、関係機関とのネットワークづくりなども必要です。

－施策の方向－

- 今後も道徳教育の充実のために、学校教育指導の充実を図り、関係教育団体との連携を強化していくとともに、他者への思いやりや行動力、協調性、前向きに生きていく力など、心の豊かさを家庭や同じ地域で暮らす多くの人たちとのふれあいのなかで育む「放課後子ども教室」を開催します。
- 家庭・地域と連携・協働し、自然体験活動やボランティア活動などの体験活動の充実を図ります。また、各教科における表現の場・活動の充実を図るとともに、社会教育施設を活用した鑑賞などの学習活動を推進します。
- 子どもや保護者の不登校やいじめに係わる悩みや不安に対応するため、南北海道教育センターでの教育相談および函館市子ども家庭支援センターでの「子どもなんでも相談110番」の活用を推進します。

－個別事業－ 資料編 (2)豊かな心の育成 ①～⑨参照

(3) 健やかな体の育成

－現状と課題－

- 健康や保健に関する諸調査の結果によると、本市においては、朝食を欠食する児童生徒の割合や中学校1年生の一人平均のむし歯（う歯）の本数が全国平均を上回る傾向にあります。
- 児童生徒が自らの身体状況を把握し、望ましい生活習慣や健康の保持増進に必要な知識を身に付けるため、これらに関する指導や取組みの充実を図る必要があります。
- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果によると、本市においては、「運動が好きである」、「体育科・保健体育科の授業が楽しい」と回答した児童生徒の割合は全国平均を上回る傾向にあります。一方、体力は握力などの一部の項目を除き全国平均を下回る傾向にあります。こうしたことから、学校の教育活動全体を通じて基礎的な身体能力の育成や運動習慣の定着に向けた取組みの充実を図るとともに、体育の授業や体育的行事などの工夫・改善を図る必要があります。
- 子どもが体を動かすことの楽しさや大切さを理解し、自ら進んで体を動かす習慣を身に付けるためには、学校や地域において運動・スポーツ活動に参加できる環境づくりが大切です。

－施策の方向－

- 健康の保持増進に必要な知識・技能や感染症対策を含めた望ましい生活習慣・食習慣を児童生徒に身に付けるための指導の充実を図ります。
- 学校教育においては、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現する観点から、教科としての体育科・保健体育科において基礎的な身体能力の育成を図るとともに、運動会・体育大会、遠足、集会などの特別活動において、児童生徒の発達の段階を考慮して、学校教育活動全体を通じて体力の向上や健康の増進を図ります。
- 地域における子どもの身近な運動・スポーツ活動の場となるスポーツ少年団やスポーツクラブなどの活動を支援します。

－個別事業－ 資料編 (3) 健やかな体の育成 ①～④参照

(4) 信頼される学校づくりの推進

－現状と課題－

- 学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」の実現に向け、すべての市立幼稚園、小中学校、義務教育学校および高等学校で、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入しているほか、各種研修等の実施により教員の資質向上に努めています。
- 今後も地域、家庭、学校の緊密な連携のもと、地域に根ざした信頼される学校づくりにより、児童生徒が安心して教育を受けることができる環境づくりを進めていくことが必要です。

－施策の方向－

- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を推進していくなかで、特色ある学校運営に努めるとともに、学校施設の適切な整備を図るなど、信頼される学校づくりを推進します。

－個別事業－ 資料編 (4) 信頼される学校づくりの推進 ①～④参照

(5) 幼児教育の充実

－現状と課題－

- 幼稚園・保育所・認定こども園の各施設では、それぞれ幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、組織的・計画的に幼児教育が進められています。

- 本市の幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等との連携・接続を強化することにより、子どもの発達と学びの連続性を確保し、子どもの育ちの課題解決につなげる体制を構築するため、「函館市幼保小連携連絡会議」を設置しているほか、幼保小連携のあり方を探るとともに幼保小連携をより一層深めるための研修として、「幼保小連携推進協議会」を開催しています。
- また、幼稚園・保育所・認定こども園では、子どもに関する情報を小学校と共有し、緊密な連携を図るため、子どもの保育等に関する記録を作成し小学校へ引き継いでいます。
- 幼児期は、自我が芽生え、他者の存在を意識して、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる人間形成の過程で重要な時期であるため、身近な環境を通じて乳幼児期にふさわしい経験を保障することや、幼児の主体的・対話的で深い学びを促し、発達段階に応じた指導や活動の援助を行うことが必要です。

－施策の方向－

- 子どもの良質な成育環境を確保する観点から、幼児期における教育内容の充実を図るとともに、保育所が有する専門的な機能を活用した地域との交流活動の促進や家庭教育・子育ての支援の充実を図ります。
- 北海道幼児教育推進センターからの情報等を各施設に提供するとともに、市と教育委員会との連携・協力のもと、幼児教育の充実を図ります。
- 幼稚園・保育所・認定こども園での教育内容と小学校教育のカリキュラムとの連続性を確保し、相互の理解と連携を一層深めるため、幼稚園・保育所・認定こども園の職員と小学校の教職員との意見交換や交流学习のほか、園児と児童の交流、就学に向けた引継ぎなどの取組みの充実を図ります。

－個別事業－ 資料編 (5) 幼児教育の充実 ①～③参照

3 家庭や地域の教育力の向上

(1) 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実

－現状と課題－

- 家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化を背景とした地域社会のつながりや支え合いの希薄化によって、子どもを地域で育てるという考え方が次第に失われ、子育てについて悩みや不安を抱え、孤立を感じる家庭が見られます。

家庭は、乳幼児期から自己肯定感などを育成するとともに、子どもたちの基本的な生活習慣や倫理観、自立心や自制心などを身に付ける上で重要な役割を担っていることから、身近な地域において、保護者に対する子育てに関する学習機会や情報の提供、相談などの支援が必要です。

- 保護者に対する家庭教育支援として、乳幼児健診など多くの保護者が集まる機会を活用し、発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行っているほか、子育て中の保護者が家庭教育に関して気軽に相談したり専門家の支援を受けられるよう、地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）やこども誰でも通園制度の試行的事業などに取り組んでいます。
- また、保護者や教職員、地域の関係者が集まる機会に講師を派遣し、家庭教育に関する学習機会を提供する「家庭教育支援事業（家庭教育セミナー）」を実施しています。

－施策の方向－

- 家庭教育や子育てに関する学習機会や情報提供、知識の普及・啓発を図るとともに、より一層家庭教育支援の推進を図るため、今後も継続して関連事業を実施します。

－個別事業－ 資料編 (1)豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実

①～⑥参照

(2) 地域の教育力の向上

－現状と課題－

- 都市化や地域コミュニティの希薄化などにより、地域社会のなかで世代間交流やボランティア等を体験する機会が減少しているうえ、子ども会やスポーツ少年団の指導者の確保も難しい状況となっています。

- このようななか、地域住民や関係機関などの協力を得ながら、子どもに対する多様な体験活動の機会の提供や世代間交流を図るため、放課後子ども教室を開催しているほか、「子どもの居場所づくり推進事業」として、学習習慣の定着および健全育成を図るため、町会館等で子どもの学習支援等を行っています。また、学校施設の地域への開放、総合型地域スポーツクラブの育成支援、スポーツ・レクリエーション指導者の育成などに取り組んでいます。
- 学校・保護者・地域がともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていくため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を推進しています。また、函館市内の小学校に、放課後や長期休業中に児童の学習支援を行うアフタースクールを設置し、地域人材を活用して、学習習慣の定着および主体的な学習態度の形成をめざす取組みを行い、学力の一層の向上を図っています。

－施策の方向－

- 地域の教育力の向上のため、地域資源を活用し、関連事業の充実を図ります。

－個別事業－ 資料編 (2)地域の教育力の向上①～⑧参照

(1) 関係業界への自主的措置の促進

－現状と課題－

- 情報の氾濫やSNSなどにより、青少年が性犯罪などに巻き込まれる事件が起きていることから、青少年を取り巻く環境の浄化活動として、有害図書等の取扱い・陳列方法や、青少年の携帯電話・スマートフォンへのフィルタリング機能の義務化等について、書店やDVD・ビデオレンタル店、コンビニエンスストア等への立入調査を一斉に行い、店主等への説明や指導、協力要請を行っています。

－施策の方向－

- 青少年を取り巻く社会環境を整備するとともに、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、健全育成を図るため、関係機関や関係団体との連携のもと、街頭指導や社会環境浄化活動、情報発信等に取り組みます。

－個別事業－ 資料編 (1)関係業界への自主的措置の促進 ①参照

(2) 情報モラル教育の推進

－現状と課題－

- 情報社会において適切な判断と、それに基づく活動を行うことができるよう、必要な情報モラルの普及をめざし、小中学校および義務教育学校では児童生徒の利用実態に応じた指導を行うとともに、保護者等への周知・啓発を行っています。
- スマートフォン等を通じて容易に接続できるインターネット上のいじめや有害情報から子どもを守るため、子どもが利用するスマートフォン等におけるフィルタリングの普及促進等を図ることが必要です。また、「函館市児童生徒スマホ・ゲーム機等利用宣言」を作成し、情報モラル教育のより一層の充実を図るよう周知・啓発を行っています。
- 各種メディアへの過度な依存による弊害について啓発するとともに、子どもたちが有害情報等に触れないよう、学校、家庭および地域における情報モラル教育を推進することが必要です。

－施策の方向－

- 情報モラルを身に付けるための指導の充実を図るとともに、保護者をはじめとする地域住民に対する啓発を行います。

－個別事業－ 資料編 (2)情報モラル教育の推進 ①参照

(3) 情報リテラシーの向上

－現状と課題－

- スマートフォン等の急速な普及に伴い、インターネット上での誹謗中傷や個人情報の流出などの事例が発生しています。
- インターネットにおける小中学校、義務教育学校および高等学校に関する書き込みや有害サイトの検索・監視・サイト管理者等への削除要請などを行うとともに、児童生徒や保護者への情報リテラシー（情報活用能力）の向上を図っています。

－施策の方向－

- 情報端末を使用した問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応を図るため、引き続き、ネットパトロール事業等の取組みを推進します。

－個別事業－ 資料編 (3)情報リテラシーの向上 ①参照

1 良質な住宅の確保

(1) ファミリー世帯への居住支援

－現状と課題－

- 西部地区では少子高齢化の進展や人口減少の割合が他の地区に比べ顕著であるほか、西部・中央部地区の適切な管理が行われていない空家は市域全体の半数以上を占めています。西部・中央部地区における空家の活用と若年層の定住化を促進し、活力あるまちづくりを推進するため、民間賃貸住宅に入居する子育て世帯に対し家賃補助を行っています。
- 子育て世帯への居住支援として、市営住宅への優先入居を行っています。

－施策の方向－

- 西部・中央部地区の民間賃貸住宅に転入した子育て世帯を支援することにより、空家の活用と若年層の定住化を促進し、活力あるまちづくりを進めます。

－個別事業－ 資料編 (1)ファミリー世帯への居住支援 ①～②参照

2 安全な道路交通環境の整備

(1) 安全な道路交通環境の整備推進

－現状と課題－

- 幼児・児童を交通事故から守ることを目的として、幼稚園、保育所、小学校の周辺にスクールゾーンを設けるとともに、児童館などのある地域には幼児ゾーンを設定し、警戒標識の設置を行っています。また、市の関係部局や警察、町会連合会等で組織する「函館市通学路安全対策会議」により、通学路の安全対策の協議を行っているほか、各学校では安全教育の実施や安全マップの作成、町会と連携した見守り活動などに取り組んでいます。

[スクールゾーン・幼児ゾーン警戒標識設置状況]

区 分	スクールゾーン					幼児ゾーン				合 計
	小学校	幼稚園	保育所	認 定 こども園	小 計	公園	児童館	その他	小 計	
対象施設数 (箇所)	39	4	4	38	85	74	20	4	98	183
設置本数 (本)	246	7	6	55	314	99	38	5	142	456

資料：市民部交通安全課 令和6年9月現在

- また、歩道の縦断こう配、段差の解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置などすべての人が安心して通行することができる道路交通環境の整備が求められています。

－施策の方向－

- 安全な道路交通環境の整備のために、歩行者において主要な路線における道路等のバリアフリー化を推進するほか、スクールゾーンや幼児ゾーンの設定や通学路の安全対策を、引き続き行います。

－個別事業－ 資料編 (1)安全な道路交通環境の整備推進 ①～④参照

3 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

(1) 交通安全教育の推進

－現状と課題－

- 交通指導員による交通安全教室を計画的に実施するとともに、ゴーカートや自転車、誰もが一緒に楽しく遊べるインクルーシブ遊具等を配備し、楽しみながら交通ルールを学ぶための交通公園を設置しているほか、交通安全パネル展を開催し、交通安全意識の向上を図っています。
- また、市内の交通事故は、発生件数・死傷者数とも減少傾向にあるものの、交通事故撲滅に向けて、引き続き、交通安全対策を推進していく必要があります。
- チャイルドシートの誤使用や未装着による子どものけがなどを防止し、適切な装着の徹底を図るため、その使用方法や使用効果について、引き続き啓発活動を行う必要があります。

－施策の方向－

- 交通安全教育指針に基づき段階的、体系的な交通安全教育に取り組むとともに、関係機関等との連携を強化します。
- チャイルドシート装着の重要性や正しい使用方法等の周知を図るため、保護者を対象とした交通安全教室を継続的に実施します。

－個別事業－ 資料編 (1)交通安全教育の推進 ①～④参照

4 安心して外出できる環境の整備

(1) 公共的施設のバリアフリー化の推進

－現状と課題－

- 「函館市福祉のまちづくり条例」に基づき、多くの市民が利用する公共的施設について整備基準を定め、妊婦をはじめとするすべての人が無理なく利用できるようにするほか、民間の公共的施設に対しては「福祉のまちづくり施設整備費補助制度」により整備費の一部を市が補助するなど、公共的施設のバリアフリー化の推進に取り組んでいます。利用の促進を図るため制度のさらなる周知が必要となっています。
- また、すべての人が公共的施設を安心して円滑に利用するためには、施設整備の面だけでなく、相手の気持ちになって考え、お互いに支え合う、いわゆる「心のバリアフリー」化に向けた取組みの推進が求められています。

－施策の方向－

- 函館市福祉のまちづくり条例の理念の普及・啓発を図りながら、公共的施設の整備や「心のバリアフリー」化の推進に取り組めます。

－個別事業－ 資料編 (1)公共的施設のバリアフリー化の推進 ①～③参照

(2) 子育てバリアフリー情報提供の充実

－現状と課題－

- 妊婦や乳幼児連れの保護者等が安心して外出できるよう、子育て世帯に優しい設備や配慮のある施設等に関する情報（子育てバリアフリー情報）の提供が求められており、現状把握に基づく適切な情報提供が必要です。
- 本市では、スマートフォン向けアプリ「すくすく函館っ子（はこっこ）」や市ホームページの子ども・子育てに関する情報をまとめたリンク集「はこすく」などにより子育てに関わる施設等について情報を発信しています。

－施策の方向－

- 授乳やおむつ替えができる設備のほか、子育てサロンや児童館、民間施設内の子どもの遊び場など、子育て世帯に優しい設備や配慮のある施設について、現状を把握し、情報提供を進めます。

－個別事業－ 資料編 (2)子育てバリアフリー情報提供の充実 ①～②参照

5 安全・安心なまちづくりの推進

(1) 犯罪等の防止に配慮した環境の整備推進

－現状と課題－

- 夜間の交通安全を目的として、市道上で既存電柱を利用して街路灯の設置を行っているほか、町会等が設置する街路灯については、犯罪防止などの観点から、その設置費用や電灯料の一部を市が補助していますが、依然として蛍光灯・水銀灯による電灯料の負担が大きく、LED化を進めていく必要があります。

－施策の方向－

- 市道上における交通安全等のため、今後も街路灯の整備を進めるとともに、通学路等における安全・安心のため、町会等への設置補助や電灯料補助を継続します。

－個別事業－ 資料編 (1)犯罪等の防止に配慮した環境の整備推進 ①～③参照

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

－現状と課題－

- 地域における各種防犯活動を展開している函館市中央地区防犯協会および函館西防犯協会に対して補助金を交付し、犯罪のない明るい社会づくりに向けた活動を支援しています。
- また、子どもたちが事件に巻き込まれそうになったときの避難場所として、通学路などに面した商店や公共施設のほか、一般家庭に依頼してポスターを貼り、逃げ込むことができる場所を明らかにする「こども110番のいえ・みせ」に取り組んでいます。
- 緊急性の高い安心・安全情報や市政情報について、インターネットを利用して配信している「函館市ANSINメール」やX(旧Twitter)、LINEでは、安心・安全情報の一つとして不審者情報についても提供しています。

－施策の方向－

- 防犯協会や町会との連携を強化するとともに、「こども110番のいえ・みせ」の取り組み等を継続します。

－個別事業－ 資料編 (2)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
①～⑤参照

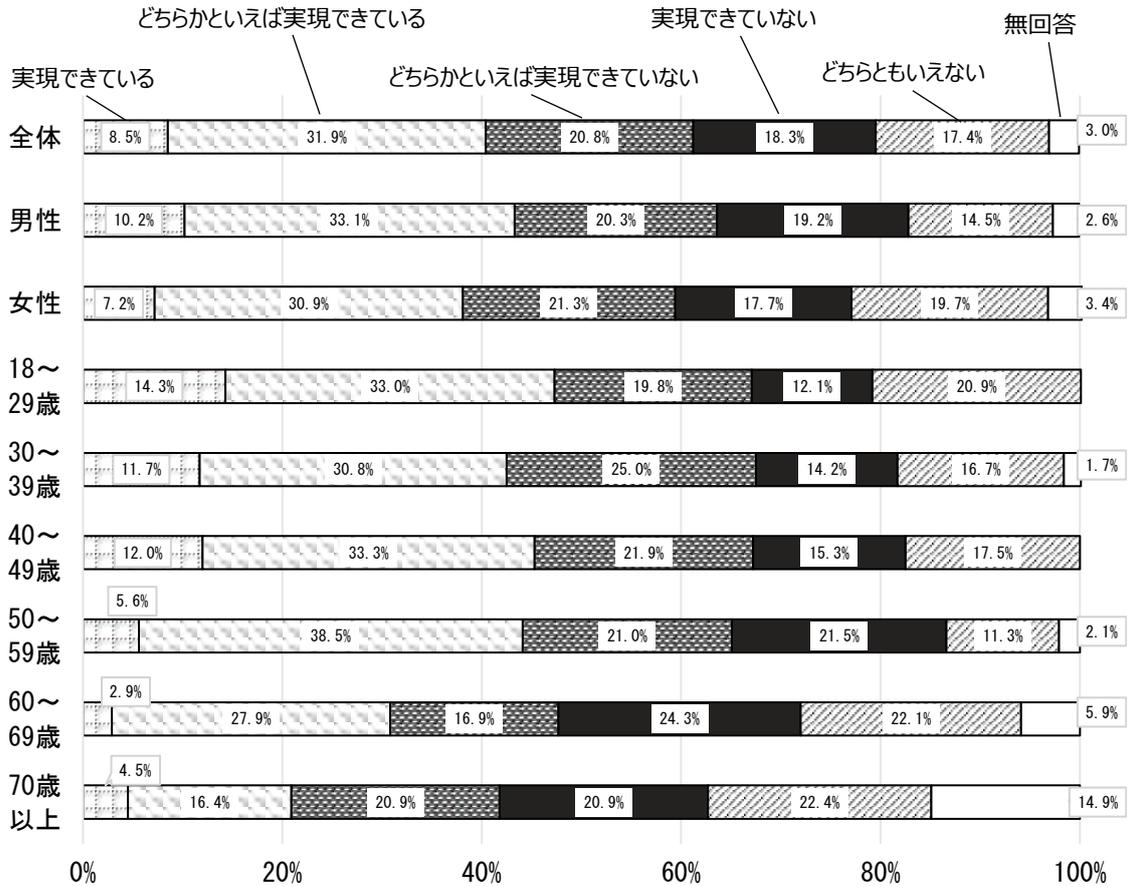
1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しの推進

(1) 仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発活動の推進

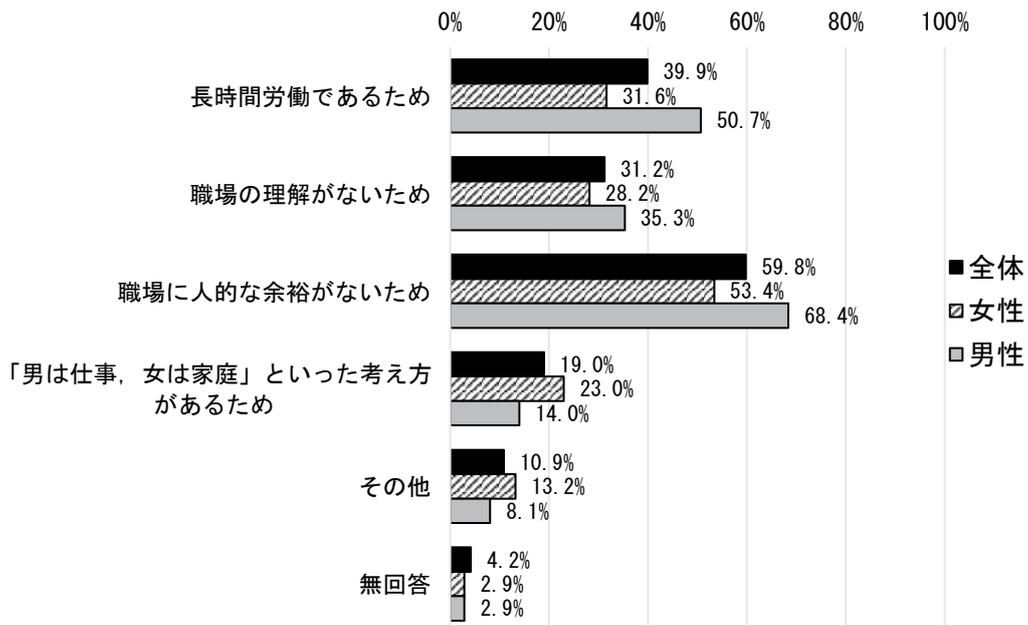
－現状と課題－

- 「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」の改正など、制度上の男女平等は整ってきましたが、人々の意識の面では、性別による固定的役割分担意識はいまだ根強く残っているため、働く場においては、職域も限定的なものとなり、また一方では、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントの被害が生じるなど、女性の能力が十分に発揮できる状況になっていない実態があります。
- また、女性の雇用形態としてパートタイム労働者など非正規雇用の割合が高いことなどから、賃金や待遇の男女格差が大きくなっており、これらへの対策が求められています。
- さらに、長時間労働等の慣行は、男性にとっては、育児や家庭へ参画したいという意欲があっても実現できなくなるほか、女性にとっても、家庭生活の負担が大きくなるなど問題も出てきます。
- 令和3年度男女共同参画に関する市民・事業者意識調査によると、「ワーク・ライフ・バランスの実現度」について「実現できていない」「どちらかといえば実現できていない」を合わせた割合は全体で39.1%となっており、その理由としては、「職場に人的な余裕がないため」「長時間労働であるため」と回答する割合が高くなっています。

〔「ワーク・ライフ・バランス」を実現できていると思いますか(n = 794)〕



〔「ワーク・ライフ・バランス」を実現できていない理由は何だと思いますか(n = 311) (複数回答)〕



資料：「令和3年度男女共同参画に関する市民・事業者意識調査」(18歳以上市民調査)

- 男女にとって均等な就業機会と待遇が得られ、また結婚・出産した女性が働き続けることができるよう、雇用等の場の男女共同参画の促進と、男女が共に働きやすいワーク・ライフ・バランスの推進など就業環境の整備を進める必要があります。

－施策の方向－

- 「仕事と生活の調和が実現した社会」とは、具体的に「就労による経済的自立が可能な社会」や「多様な働き方・生き方が選択できる社会」、「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」をめざすものであり、これらの実現が、やがては、子どもを生み育てやすい環境づくりにもつながっていきます。
- このため、本市では、国、道との緊密な連携はもとより、市民や企業等との協働を進めるなかで、仕事と生活の調和の実現に向け、「女性活躍推進法」に基づく「事業主行動計画」の策定等の取り組みの周知・啓発や、積極的な改善措置（ポジティブアクション※）を普及促進するよう理解と協力を求めるとともに、働きやすい就業環境の整備など、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

－個別事業－ 資料編 (1)仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発活動の推進 ①～④参照

※ ポジティブアクション:様々な分野において、活動に参加する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供すること。

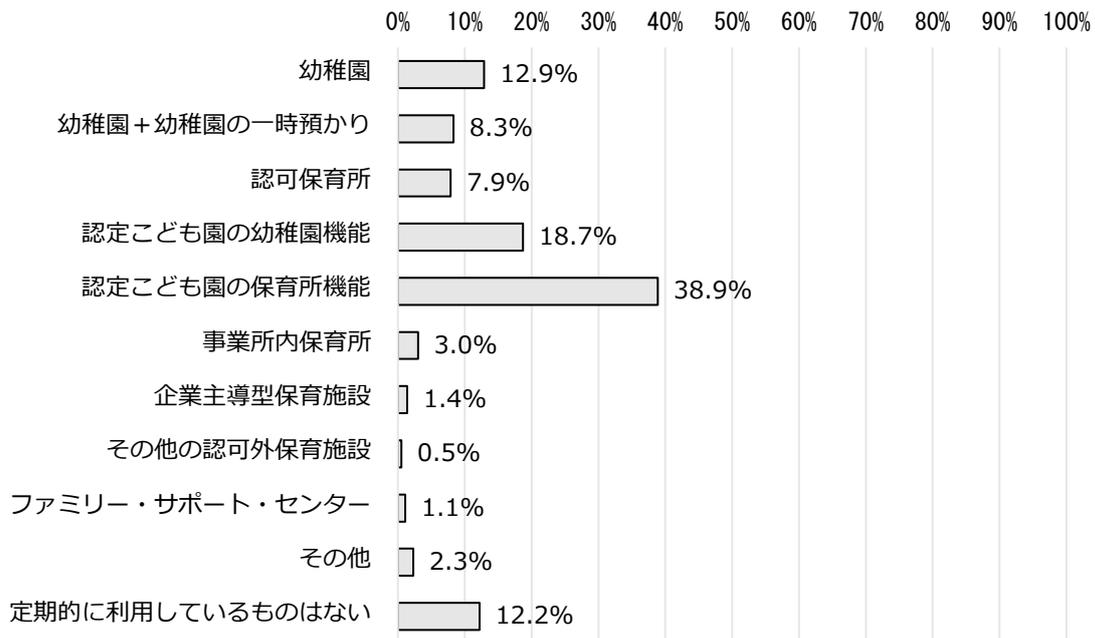
2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

(1) 多様な働き方に対応した子育て支援

－現状と課題－

- 本市では、仕事と子育ての両立支援のために、各種保育サービスの提供をはじめ、放課後児童健全育成事業（学童保育事業）のほか、ファミリー・サポート・センター事業に取り組んでいます。
- また、市の広報紙やホームページを活用し、企業を対象とした関係制度等の周知・啓発を行っています。
- ニーズ調査結果によると、就学前児童保護者が、現在、定期的にご利用しているのは、「認定こども園の保育所機能」が38.9%、次に「認定こども園の幼稚園機能」が18.7%、「幼稚園」が12.9%の順になっています。

[幼児教育・保育事業の平日の定期的な利用状況：就学前児童保護者(n = 1,682) (複数回答)] (再掲)



資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- 今後においては、多様化するニーズに的確に対応するため、各種保育サービス等の充実とあわせて効果的なPRを行うなど、工夫した取り組みが必要です。

－施策の方向－

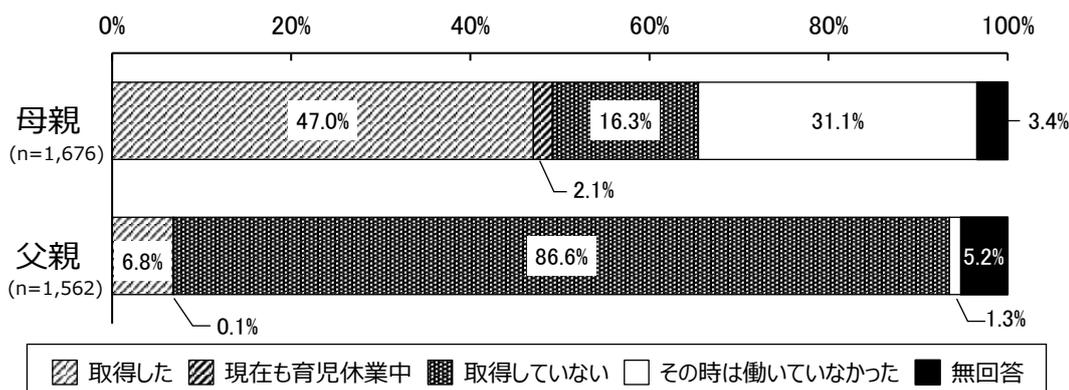
- 国、道、企業等との連携を図るなかで、関係法制度等の周知・啓発はもとより、保育サービス等の充実を図るなど、仕事と子育ての両立支援を進めます。

(2) 育児休業制度等の普及・啓発の推進

－現状と課題－

- 出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、育児休業などの制度について、市の広報紙やホームページや「労働者のためのハンドブック」等による周知・啓発に努め、その利用促進を図っています。
- ニーズ調査結果によると、就学前児童保護者の「育児休業の取得状況」について、母親の育児休業取得状況は、「取得した」「現在も育児休業中」を合わせた割合は49.1%、「取得していない」が16.3%となっており、父親の育児休業取得状況は、「取得した」「現在も育児休業中」を合わせた割合は6.9%となっています。

[育児休業の取得状況：就学前児童保護者]



「その時は働いていなかった」，「無回答」を除いた育児休業取得率

【母親】 75.0%

【父親】 7.3%

資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- また、「その時は働いていなかった」および「無回答」を除いた育児休業取得率については、母親75.0%、父親7.3%であり、平成30年度調査の母親70.8%、父親3.4%と比較すると取得率は上昇しているものの、男性の制度利用は依然として低いことから、男女共同参画推進の観点からも、引き続き育児休業制度や出生時育児休業制度（産後パパ育休）の利用促進を図るなど、さらなる取組みの充実が必要です。

－施策の方向－

- 男女とも仕事と育児を両立できるように、国、道、企業等との連携のもと、育児休業制度等の普及・啓発を行うなど、地域の実情に応じた取組みを進めます。

－個別事業－ 資料編 (2)育児休業制度等の普及・啓発の推進 ①～④参照

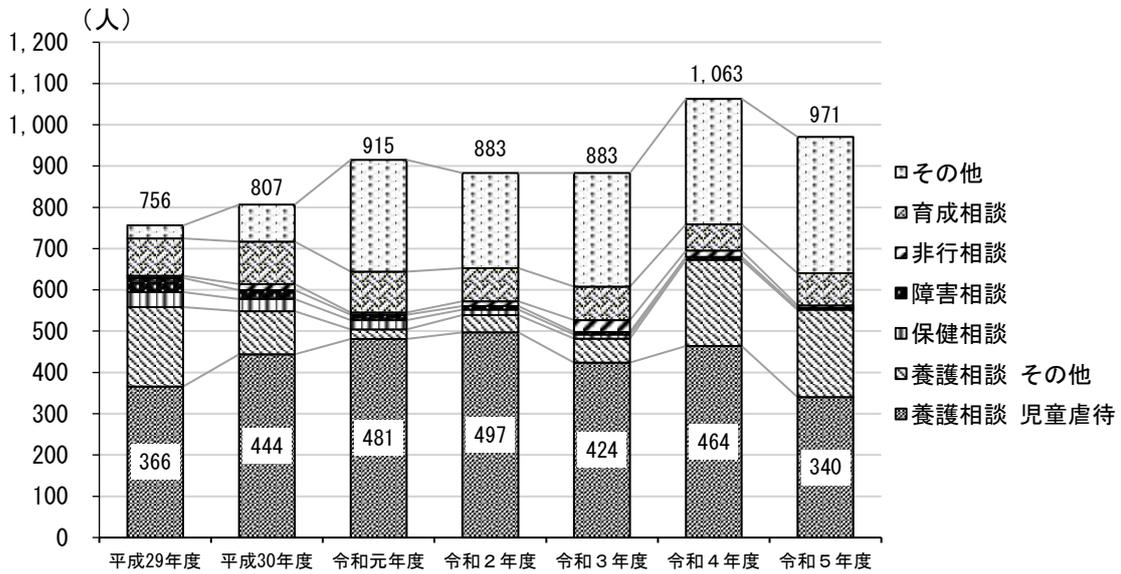
1 児童虐待防止対策の充実

(1) 児童虐待・相談への対応および支援

－現状と課題－

- 本市では、妊産婦・子育て世帯・子どもに対する相談に対し、切れ目なく、漏れなく支援するため、令和6年4月に「函館市子ども家庭センター」を函館市総合保健センターの1階に開設しました。
- 函館市子ども家庭センターには、子育てや虐待など、子どもに関するあらゆる相談窓口として、「子どもなんでも相談110番」を設置しており、子ども自らが相談しやすいよう、子ども専用電話（フリーダイヤル）と携帯ゲーム機などから専用フォームで相談できる子ども専用ページを開設しています。
- 子どもなんでも相談110番における実施状況を見ると、令和5年度の相談受付件数は971件で、うち児童虐待に係る受付件数は340件となっています。

[子どもなんでも相談110番実施状況] (再掲)



※ 相談受付件数：当該年度中に子どもなんでも相談110番で相談を受け付けた件数。

資料：子ども未来部調整

- 虐待の内容別相談件数を見ると、令和5年度では、身体的虐待が94件、ネグレクトが49件、性的虐待が4件、心理的虐待が193件の合計340件となっています。また、当該年度の件数に前年度から引き続き対応を行っているケースを合わせた虐待対応件数は、令和4年度の654件から令和5年度は719件に増加しており、本市の0歳から18歳までの人口が減少傾向にある一方で、虐待対応件数については減少していないことから、さらなる虐待対応・相談支援体制の充実が必要です。

[虐待の内容別相談件数]

(単位：件)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体的虐待	123	130	95	126(185)	94(191)
ネグレクト	110	100	98	88(138)	49(138)
性的虐待	3	4	2	4(4)	4(4)
心理的虐待	245	263	229	246(327)	193(386)
計	481	497	424	464(654)	340(719)

※ 各年度中の虐待受付件数

※ 括弧内は前年度から引き続き対応を行っているケースを合わせた当該年度の虐待対応件数

資料：子ども未来部調整

- 家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭など、支援が必要な家庭を訪問支援員が訪問し、家事・育児等の支援を実施する「子育て世帯訪問支援事業」や不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や児童の発達保障等のために保健師等が相談・支援を行う「養育支援訪問事業」などの家庭支援事業を実施しています。
- 児童虐待については、全国的にも児童相談所への虐待対応件数が一貫して増加を続けており、また、子どもが虐待により死亡する事件が発生するなど、多くのかけがえのない子どもの命が失われていることから、子育て世帯への包括的な支援により、虐待の未然防止が最重要課題となっています。

－施策の方向－

- 支援が必要な子どもや家庭に対しては家庭支援事業の活用を提案し、利用促進に繋がります。

－個別事業－ 資料編 (1)児童虐待・相談への対応および支援 ①～③参照

(2) 関係機関との連携等

－現状と課題－

- 本市では、「函館市要保護児童対策地域協議会」において、関係機関の連携による児童虐待など要保護児童等に係る支援体制の強化に努めており、構成団体による代表者会議のほか、進行管理や支援の検討を行う実務者会議、必要に応じて個別ケース検討会議を開催するなど、適切な対応を図っています。また、関係機関等を対象に、研修会等を開催しています。
- 函館市要保護児童対策地域協議会を構成する市や教育委員会、児童相談所、警察等の関係機関が連携しているところではありますが、個々の事例の解決につながるよう、さらなる連携やより実効性のある取組みが求められています。
- また、同じ函館市子ども家庭センター内に設置されている、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談支援を行うマザーズ・サポート・ステーションと適切に情報を共有しながら、子どもの発達段階や過程の状況等に応じて支援を実施することも求められています。

－施策の方向－

- 要保護児童対策地域協議会の活動を円滑かつ効果的に進めるため、市は調整機関として中心的な役割を担い、支援の一体性、連続性を確保するとともに、児童相談所等関係機関との円滑な連携を強化します。
- また、個々の虐待事例に対して、迅速かつ適切に対応するため、当該協議会個別ケース検討会議において情報交換等を行い、各機関の役割や支援方針について検討し、児童の安全確保を最優先としながら、家庭の状況等に応じた適切な対応に努めます。

－個別事業－ 資料編 (2)関係機関との連携等 ①～②参照

(3) 発生予防、早期発見・早期対応等

－現状と課題－

- 子育て家庭の孤立化はもとより、育児に手がかかることや家庭基盤の問題が児童虐待の要因となる場合があることから、これまで、「乳幼児健康診査」等の健診時や保健指導を通じて、子育てに関してリスクを持つ家庭の把握や相談・支援等を行ってきたほか、「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」や「子育て世帯訪問支援事業」を実施し、支援等の充実を図っています。

- また、児童虐待を含め、子どもに関するあらゆる相談窓口として「子どもなんでも相談110番」を設置しているほか、児童虐待対応マニュアルを作成し、関係団体等に配布するなど、その発生予防はもとより、早期発見・早期対応等に努めていますが、近年、相談や支援が必要なケースは増加傾向にあり、さらなる体制の強化が必要です。

－施策の方向－

- 「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」と「子育て世帯訪問支援事業」の連携を深めるなど育児不安や負担感、孤立感の軽減および適切な養育環境の確保に向けた取組みを図るとともに、妊娠11週以内の妊娠届出に関する周知・啓発や「乳幼児健康診査」の受診率の維持・向上を図るほか、未受診者等の状況確認などに取り組みます。
- 相談体制の充実や相談先から関係機関につなぐなどの連携を図るほか、子育て家庭の見守り体制を強化するなかで、児童虐待の発生予防等に取り組みます。

－個別事業－ 資料編 (3)発生予防, 早期発見・早期対応等 ①～⑪参照

2 ヤングケアラーへの支援

(1) ヤングケアラーの実態把握と支援

－現状と課題－

- ヤングケアラーとは、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のことであり、責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

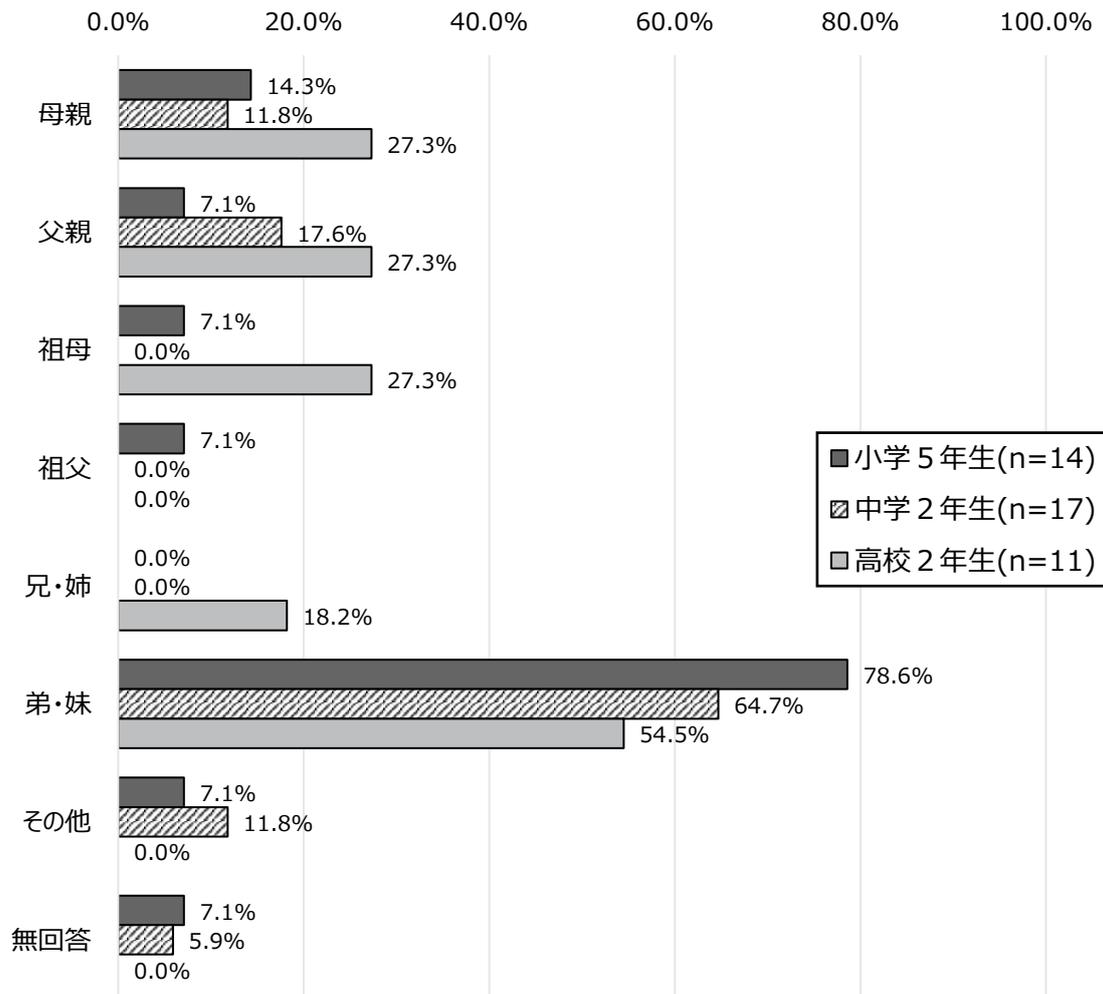
[ヤングケアラーとは]



資料：こども家庭庁 (<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer>)

- 子どもの権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、子ども本人や家族に自覚がないなどの場合もあり、問題が顕在化しづらいことから、医療、福祉、教育等の関係者が連携し、早期発見・実態把握を行い、必要な支援につなげていく必要があります。
- 「令和5年度函館市ヤングケアラーに関する実態調査報告書」によると、市内の小学5年生・中学2年生・高校2年生を対象にアンケート調査を行った結果、自分が世話をしている家族が「いる」と回答した人の割合は、約3%となっており、世話をしている家族の続柄を見ると、「弟・妹」の割合が最も高くなっています。

[自分がお世話をしている家族の続柄（複数回答）]



資料：「令和5年度函館市ヤングケアラーに関する実態調査報告書」

- ヤングケアラーがおかれている状況は多岐にわたるため、経済的困窮や要介護、精神疾患など、様々な課題が複合的に絡み合っている場合には、関係各所が連携して、組織横断的に取り組む必要があり、特に、支援の上で地域のネットワークの活用が求められる場合や、世帯が養育上の問題を抱えている場合には、「函館市要保護児童対策地域協議会」を活用し、必要に応じて個別ケース検討会議を開催するなどの対応を行っています。また、令和6年度にはヤングケアラーマニュアルを作成し、関係機関等を対象に、研修会等を開催しており、今後も関係機関の連携による支援体制の強化が求められています。

－施策の方向－

- ヤングケアラー支援においては、医療、福祉、教育等の関係者と連携し、早期発見・実態把握を行い、必要な支援につなげていくほか、「子どもなんでも相談110番」等の活用促進を図るとともに、ヤングケアラー本人が気軽に相談できる仕組みづくりを進めます。また、児童館・学童保育所や民間の子どもの居場所などがヤングケアラーの発見のきっかけとなり得ることから、これらの機関との連携による支援体制の構築を進めます。
- 支援にあたっては、子ども自身がどのように考えているかが重要であることから、子ども自身が自分の状況について理解し、今後について子どもと一緒に考え、解決していく伴走型支援に取り組みます。

また、ヤングケアラーに係る課題は、家族が抱える様々な問題が複合化しやすいことから、各専門機関と連携し、ヤングケアラー本人とその家族の包括的な状況把握と支援に取り組みます。

－個別事業－ 資料編 (1)ヤングケアラーの実態把握と支援 ①～⑦参照

3 障がいのある子どもへの支援

(1) 障がいの早期発見・早期療育の充実

－現状と課題－

- 発育や発達の遅れを可能な限り早期に発見するため、乳幼児健康診査等の充実を図っているほか、健康診査の結果、経過観察を必要とする乳幼児に対する継続的な相談や訪問活動を行い、療育への円滑な移行を図っています。
- 子ども発達支援事業において、発達の遅れなどに心配のある子どもや、その家族に対し、発達相談や評価、療育支援等を行い、必要に応じて早期に療育へつなげる等の支援体制の確保を図っています。

－施策の方向－

- 乳幼児健康診査の受診率の維持・向上を図るとともに、関係機関と連携し、障がいの早期発見・早期療育に取り組みます。
- 日常的に適切な療育や相談指導を受けることができるよう、子ども発達支援センター等の機能を整備するとともに、はこだて療育・自立支援センターの支援機能強化に係る施設整備や環境改善を行い、診療・評価・相談・療育の一貫した早期療育ができる専門的支援の確保など、発達支援体制の充実を図ります。

－個別事業－ 資料編 (1)障がいの早期発見・早期療育の充実 ①～⑧参照

(2) 一貫した総合的な障がいのある子どもに対する施策の推進

－現状と課題－

- 障がいのある子どもの発達支援を進めるため、医療や療育の支援体制の整備に努めています。
- 適切な医療や医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、ライフステージに沿った切れ目のない一貫した総合的な取り組みを推進するとともに、障害児通所支援等のサービス量と質の確保を図ることが必要です。

－施策の方向－

- 障がいのある子どもおよびその保護者に対する相談支援体制を充実し、情報の提供および助言を行うとともに、保健・医療・福祉・教育などの関係機関において相互に連携を図り、身近な場所で、それぞれのニーズに応じた、質の高い専門的な支援を切れ目なく一貫して受けることができるよう、障害児通所支援等の充実を図ります。また、障がいのある子どもが、障害児支援を利用し、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包摂（インクルージョン）を推進します。

－個別事業－ 資料編（2）一貫した総合的な障がいのある子どもに対する施策の推進 ①～⑫参照**（3） 教育的支援の推進****－現状と課題－**

- 発達障がいを含む障がいのある子どもの可能性を最大限に伸ばし、集団への適応や将来の社会参加と自立に向けて成長と発達を促し、一人ひとりの教育的ニーズにあった支援を行うため、教員を対象として、学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）、自閉症スペクトラム（ASD）等、特別な支援を要する児童生徒への教育的対応について研修会を実施しているほか、特別支援教育サポートチームを設置し、各学校の教育的対応に関する助言を行ったり、特別支援教育支援員を配置するなど、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への学習や生活上の支援を行っています。
- 市立小中学校および義務教育学校に在籍する発達障がい等の教育的支援が必要な児童生徒に対して、就学相談や就学後のフォローアップ訪問、巡回相談をとおして実態把握を行うとともに、各学校における特別支援教育推進上の諸課題に対して、学校支援や助言を行う特別支援教育巡回指導員を配置しています。
- また、市立小中学校および義務教育学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品費等の経費の一部を助成しています。
- 今後も支援を必要とする児童生徒への社会全体の理解が深まるよう、特別支援教育のさらなる充実や理解啓発に取り組むことが必要です。

－施策の方向－

- 特別支援教育支援員の専門性の向上につながる研修の充実を図るほか、教育上特別な配慮を要する児童生徒に対して、個に応じたきめ細かな支援を行うことができるよう、各種事業を継続して実施します。

－個別事業－ 資料編（3）教育的支援の推進 ①～⑦参照

(4) 保育所等における障がいのある子どもの教育・保育等の推進

－現状と課題－

- 障がいのある子どもの教育・保育等（教育・保育および子育て支援事業）については、統合保育における療育効果や障がいの種類や程度に応じた適切な発達支援が期待できるうえ、ノーマライゼーションの理念の普及・啓発においても重要な取組みであり、ニーズへの適切な対応が必要なことから、一人ひとりの子どもの発達過程や障がいの状態を把握し、適切な環境のもと子どもの状況に応じて実施することが必要です。
- 保育所、認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブ（学童保育所）において、障がいのある子どもの教育・保育等を行っていますが、受け入れにあたり、保育所、認定こども園、幼稚園においては、子ども一人ひとりの発達特性に応じて必要な対応が異なることから、対応に必要な人員が不足しがちであり、また、放課後児童クラブ（学童保育所）においては、職員不足により障がいのある子どもの担当職員を配置できていないクラブもあるため、各施設の人員確保に対する支援の一層の充実が求められています。

－施策の方向－

- 保育所、認定こども園、幼稚園においては、教育・保育等に携わる職員の研修の充実や職員配置等に対する支援を推進するとともに、保育人材の確保対策に取り組み、受け入れ体制の整備を進めます。
- 放課後児童クラブ（学童保育所）においては、支援員等の研修や職員配置等に対する支援を行うとともに、小学校や放課後等デイサービス等と連携を図りながら受け入れ体制の整備を進めます。

- －個別事業－ 資料編 (4)保育所等における障がいのある子どもの教育・保育等の推進 ①～④参照

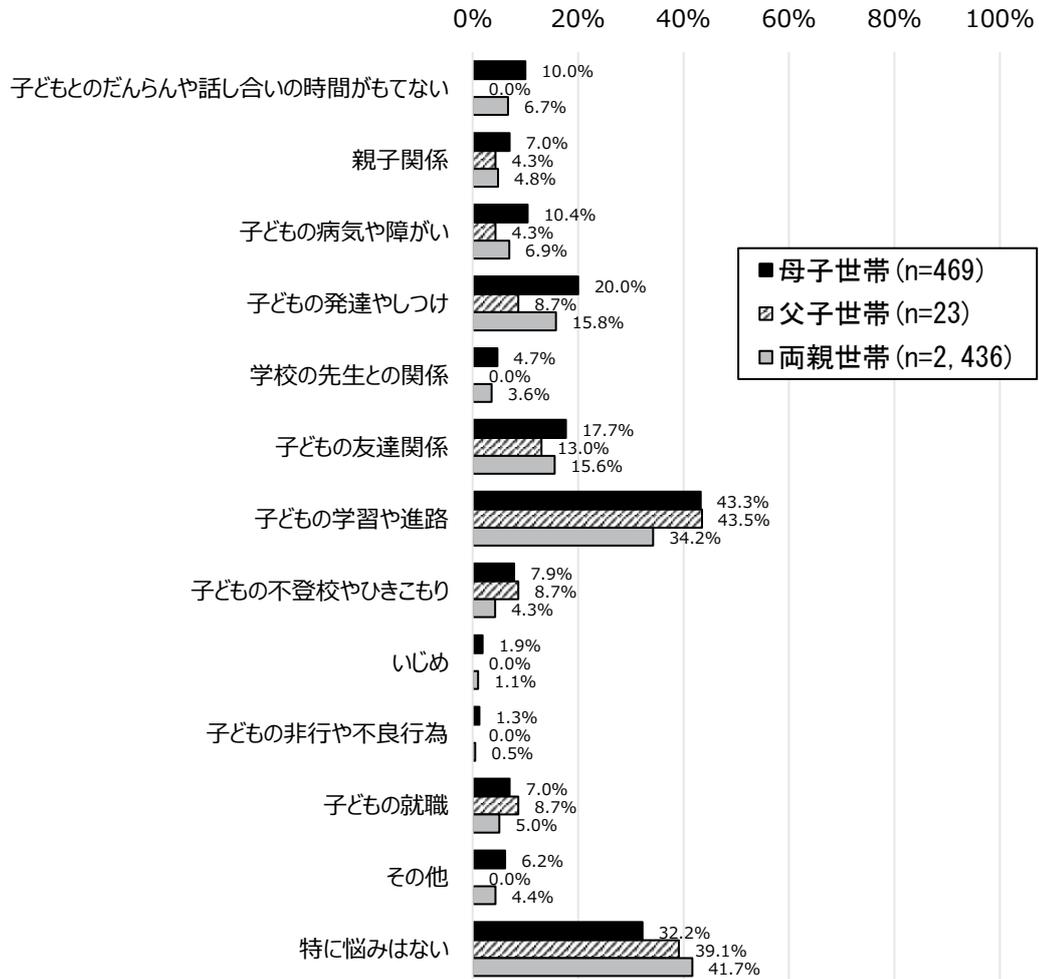
1 ひとり親家庭の自立支援の推進

(1) 子育て・生活支援の充実

－現状と課題－

- ひとり親家庭については、子育てや生活支援の充実が必要であるため、保育所・認定こども園への優先入所や市営住宅への優先入居、保護者の病気時や急な残業時などに対応した子育て支援短期利用事業（ショートステイ事業）、トワイライトステイ事業を実施しているほか、母子生活支援施設での生活支援など、生活環境の改善とその自立を支援しています。
- また、病児保育事業では、ひとり親家庭等を対象に利用料の免除を行っているほか、母子・父子福祉センターでは、生活の安定や就労、福祉の向上のための事業や、生きがいを深め、健康で明るい生活を送るための趣味・教養教室を開催しています。
- ニーズ調査結果によると、「子どもについての悩み」について、祖父母同居を含めたひとり親世帯では、「子どもの学習や進路」と回答した割合が両親世帯に比べて高くなっています。

[子どもについての悩み（小学生～高校生保護者）（複数回答）]



※ 各世帯には祖父母同居を含む

資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- ひとり親家庭については、母親等の収入状況が自立に影響するため、就業、求職活動、職業訓練等を行う際に、子育て支援サービスや相談体制の充実などきめ細かな支援が必要です。

－施策の方向－

- ひとり親家庭のニーズに対応した子育て支援サービスの充実を図るとともに、母子生活支援施設での生活支援や就業支援、育児相談、教育相談などを通じて、自立を促進します。

－個別事業－ 資料編 (1)子育て・生活支援の充実 ①～⑪参照

(2) 就業支援の充実

－現状と課題－

- ニーズ調査結果によると、ひとり親家庭の親の働き方について、母子世帯では「フルタイムで働いている」が58.6%、「パート・アルバイト等をしている」が27.3%、「働いていない」が13.8%となっており、父子世帯では「フルタイムで働いている」が82.8%、「パート・アルバイト等をしている」が3.4%、「働いていない」が13.8%となっています。

また、母親のフルタイム勤務への転換希望について、両親世帯では「転換希望がある」が34.0%であるのに対し、母子世帯では55.9%となっています。

[ひとり親家庭の母親の働き方、父親の働き方]

区 分	フルタイム勤務	パート・アルバイト等勤務	働いていない	無回答
母子世帯 (n=589)	58.6%	27.3%	13.8%	0.3%
父子世帯 (n=29)	82.8%	3.4%	13.8%	0.0%

※ 各世帯には祖父母同居を含む

[母親のフルタイム勤務への転換希望]

区 分	転換希望あり	パート等の継続を希望	パート等をやめて子育てや家事に専念したい	無回答
両親世帯 (n=1,484)	34.0%	61.3%	3.3%	1.5%
母子世帯 (n=161)	55.9%	41.6%	1.9%	0.6%

※ 各世帯には祖父母同居を含む

資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- より良い就業に向けた能力の開発を支援するため、技能習得事業や資格取得のための教育訓練講座の受講料の一部などを支給する「母子家庭等自立支援給付金支給事業」に取り組んでいるほか、母子家庭等就業・自立支援センターと連携し、一貫した就業支援サービスの提供に努めています。
- また、ひとり親の雇用を促進するため、市内在住のひとり親家庭の父母等を雇用し、国の特定求職者雇用開発助成金の支給決定を受けた市内の事業主に対し、国の助成金の半額を上乗せして支給しています。

－施策の方向－

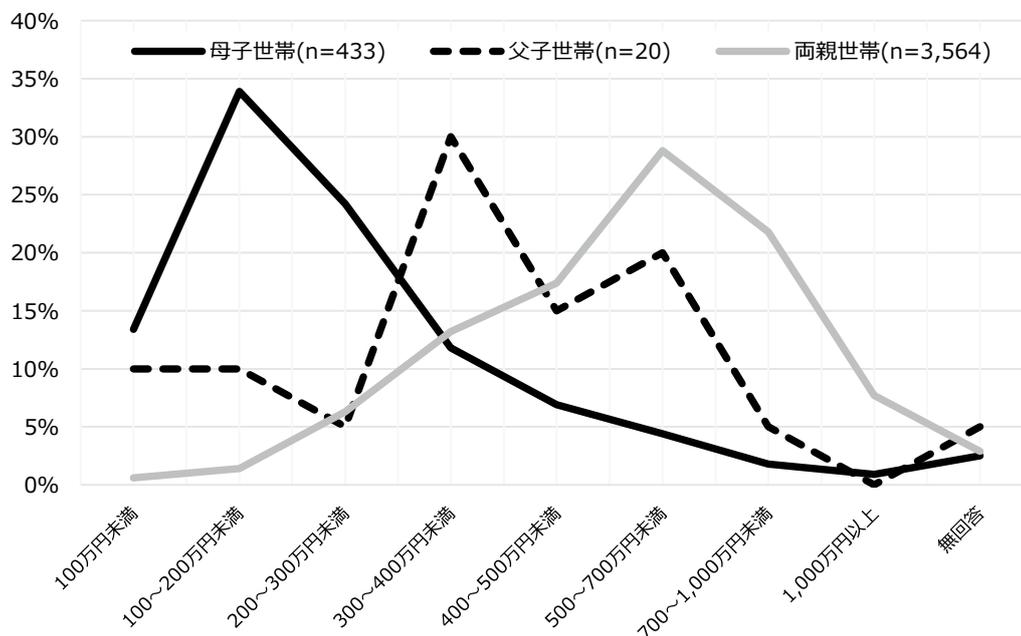
- 各種事業の効果的な展開により、ひとり親家庭等の親のスキルアップを図るとともに、民間事業者の理解と協力を得るなかで、就業に係る各種制度の周知・啓発を行ないながら、就業支援の充実を図ります。
- 引き続き、ひとり親家庭の資格取得における支援の拡充や、ひとり親家庭等の父母の雇用を行う事業主に対する支援など就業促進を図ります。

(3) 経済的支援の充実

－現状と課題－

㊦ ニーズ調査結果によると、世帯の年収について、母子世帯の71.5%が300万円未満となっており、本市では、ひとり親家庭に対する経済的支援策として、「遺児手当」や「ひとり親家庭等医療費助成制度」のほか、「母子・父子・寡婦福祉資金貸付金」などに組み込んでいます。

[世帯年収（税込）はいくらですか]

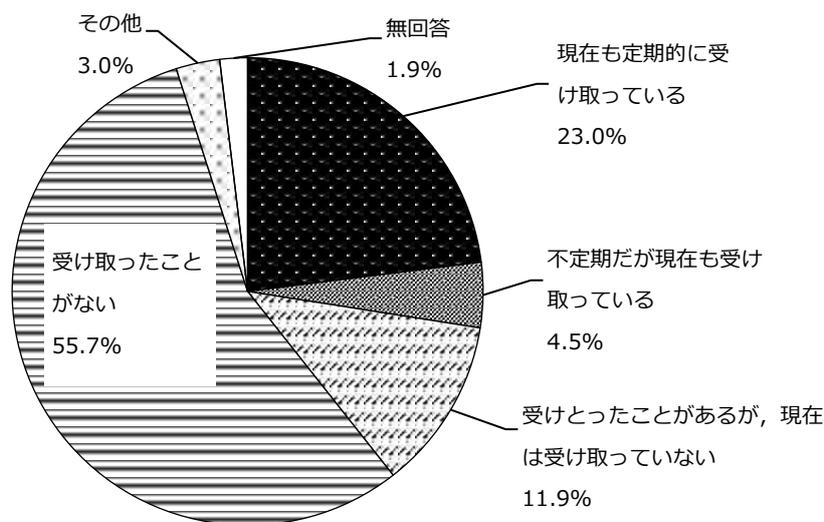


区分	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400～500万円未満	500～700万円未満	700～1,000万円未満	1,000万円以上	無回答
母子世帯 (n=433)	13.4%	33.9%	24.2%	11.8%	6.9%	4.4%	1.8%	0.9%	2.5%
父子世帯 (n=20)	10.0%	10.0%	5.0%	30.0%	15.0%	20.0%	5.0%	0.0%	5.0%
両親世帯 (n=3,564)	0.6%	1.4%	6.3%	13.2%	17.4%	28.8%	21.8%	7.7%	2.9%

資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

㊦ 「養育費を受け取っていますか」について、「受け取ったことがない」が55.7%と依然として多く、「受け取ったことがあるが現在は受け取っていない」が11.9%となっており、現在受け取っていない割合が67.6%となっています。

[養育費を受け取っていますか：ひとり親（n=470）]



資料：「令和5年度年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

－施策の方向－

- 各種手当，制度等を継続し，ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図ります。
- 相談機能の強化を図るとともに，国が定めた「養育費の手引き」の活用などにより，養育費確保に向けた情報提供に努めるほか，養育費の取り決めに関する公正証書等の作成や養育費不払い対策として民間保証会社と保証契約を締結した場合に経費の一部を補助する「養育費確保支援事業」を今後も継続します。

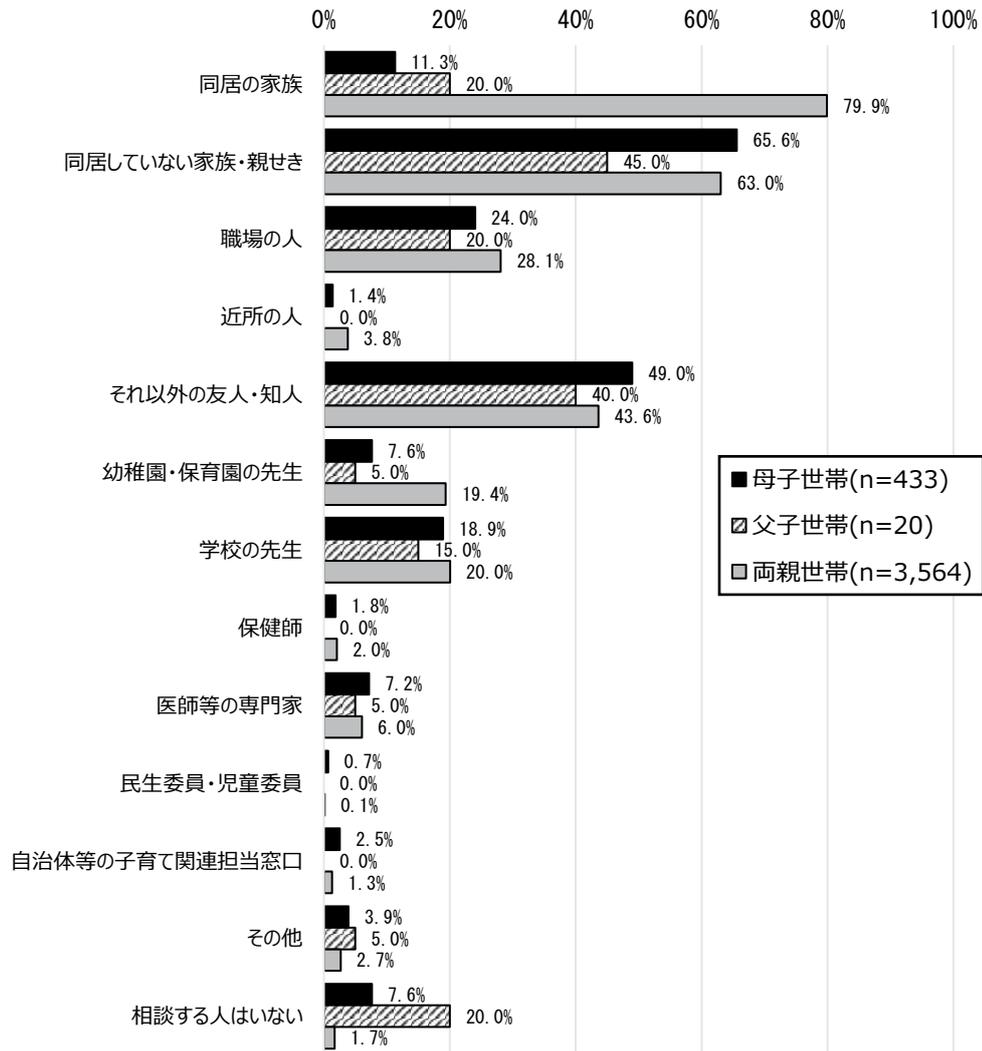
－個別事業－ 資料編 (3)経済的支援の充実 ①～⑩参照

(4) 情報提供および相談体制の充実

－現状と課題－

- ニーズ調査結果によると，ひとり親世帯の保護者が子どもについての悩みや困りごとを相談する相手としてあげているのは，母子世帯，父子世帯共に「同居していない家族・親せき」「それ以外の友人・知人」が多くなっている一方で，ひとり親家庭で「相談する人はいない」と答えた割合が比較的多くなっています。

[子どもについての悩みを相談する相手（複数回答）]



資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- ひとり親家庭が抱える様々な悩み等について相談に応じるため、市役所本庁舎に「ひとり親家庭サポート・ステーション」を設置し、専任の相談員を配置するとともに、ひとり親家庭の福祉の向上を図るため、各種制度や相談窓口等を紹介した「ひとり親家庭のしおり」を作成し、ひとり親家庭に配布しています。

－施策の方向－

- 既存事業の効果的なPRを実施するとともに「ひとり親家庭サポート・ステーション」により、支援員による家庭訪問の実施や関係機関への付添を行うなど機動性を高め、きめ細かな支援に取り組みます。

－個別事業－ 資料編 (4)情報提供および相談体制の充実 ①～⑤参照

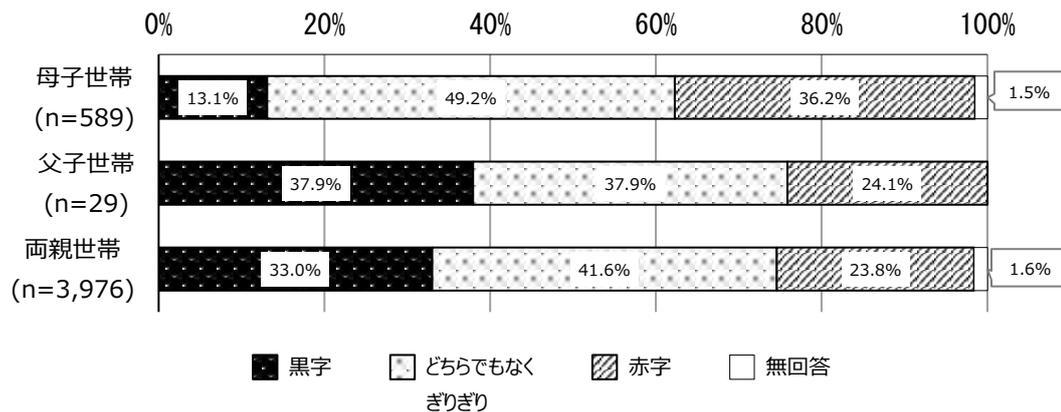
1 生活基盤の安定に向けた支援の充実

(1) 世帯の生活基盤の確保に向けた支援

－現状と課題－

- 「子どもの貧困」とは、貧困により、子どもが適切な養育や教育、医療を受けられないことや多様な体験の機会を得られないこと、権利や利益が害され、社会から孤立してしまうことをいいます。
- 本市では、子どもの貧困を解消するため、子育て家庭への経済的支援として、高校生年代までの子どもを養育している家庭に児童手当を、ひとり親家庭等で子どもを養育している場合に児童扶養手当を支給しているほか、認可保育施設における第2子以降の保育料の完全無償化や小学校に入学した子どもへの1人10万円の祝金の支給、放課後児童健全育成事業（学童保育所）の利用料の軽減や子どもの医療費の助成などを行っています。
- また、安心して子どもを生き育てられる環境づくりを進めるため、子育て家庭への居住支援として、市営住宅への優先入居等を行っています。
- ニーズ調査結果によると、普段の家計で最も近いものとして、両親世帯では「黒字」が33.0%、「赤字」が23.8%となっていますが、母子世帯では「黒字」が13.1%と比較的少なく、「赤字」が36.2%と比較的多くなっています。

[普段の家計について、もっとも近いもの]



※ 各世帯には祖父母同居を含む

資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

－施策の方向－

- 各種手当、制度等を継続し、子どもの成長段階に応じた経済的支援に努めます。

(2) 自立に向けた就労相談・支援の充実

－現状と課題－

- ニーズ調査結果によると、母親の就労状況は、「フルタイム勤務」が42.3%、「パート・アルバイト等勤務」が36.0%、「働いていない」が21.0%となっており、父親の就労状況では、「フルタイム勤務」が96.4%となっています。

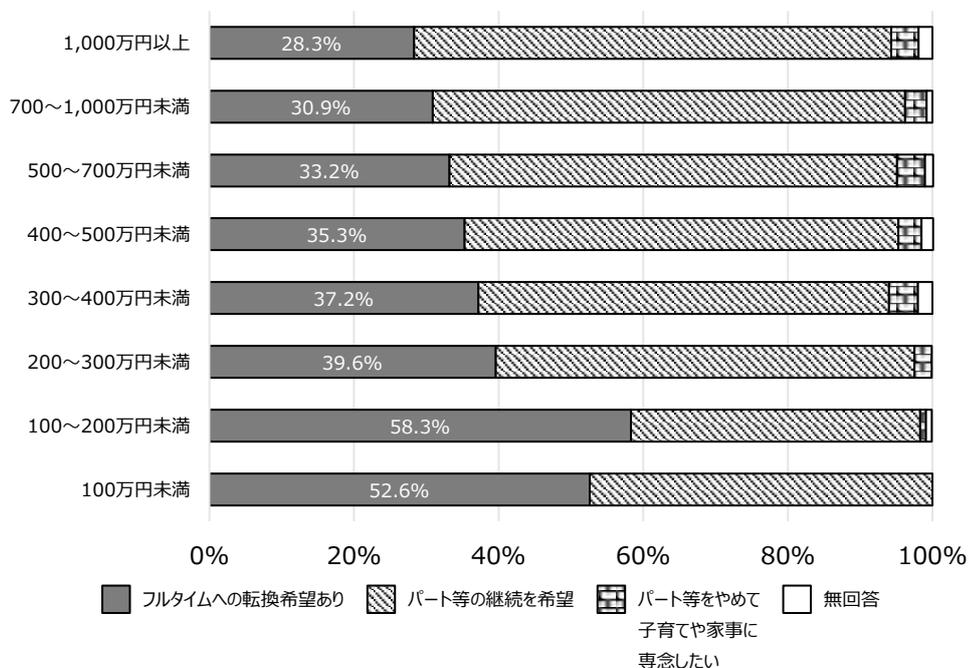
[母親の就労状況，父親の就労状況]

区分	フルタイム勤務	パート・アルバイト等勤務	働いていない	無回答
母親 (n=4,616)	42.3%	36.0%	21.0%	0.7%
父親 (n=4,056)	96.4%	0.9%	1.3%	1.4%

資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- また、パート・アルバイト等で働いている母親のうち、「フルタイム勤務への転換希望あり」は、世帯年収が100～200万円未満の世帯で最も割合が高く、58.3%となっています。

[フルタイム勤務への転換希望（母親）：世帯の年収階層別（n = 1,605）]



資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- ㊦ 低所得で生活困難な状況にある世帯については、積極的に就労支援をしていく必要があり、特に、フルタイム勤務への転換を希望している女性への就職のサポートに努める必要があります。

－施策の方向－

- ㊦ ひとり親家庭の保護者が看護師や介護福祉士など、就職に有利な資格を取得するための支援を行うなど、就職につなげるとともに、所得の増大に資するよう支援の充実を図ります。

－個別事業－ 資料編 (2)自立に向けた就労相談・支援の充実 ①～⑪参照

2 子どもの育ちと学びの支援の充実

(1) 乳幼児期の子どもの育ちと子育ての支援

－現状と課題－

- 子どもの健全な成長を図るため、親の妊娠・出産期から生活困窮を含めた家庭内の課題を早期把握した上で、適切な支援へつなぐ必要があります。また、乳幼児期から義務教育、高等教育へと子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援を提供する必要があります。
- 若年妊娠やDV被害などの困難を抱えた女性に対しては、妊娠・出産期から相談に応じ、また、妊婦健診等を通じて早期に把握に努める必要があります。
- また、世帯年収にかかわらず、子どもの健やかな発育・発達を支えるとともに望ましい食習慣や生活習慣の形成は重要であることから、食育の支援や啓発事業に取り組んでいます。

－施策の方向－

- 親の妊娠・出産期から継続的な支援を図るため「マザーズ・サポート・ステーション」の周知に取り組むとともに、「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」、窓口における面談や各種健診を通じ、困難や悩みを抱える女性を早期に発見できるよう取り組みます。
- 配偶者や交際相手からの暴力（DVおよびデートDV）については、市の「女性相談室」（函館市配偶者暴力相談支援センター）において、専門の相談員による窓口、電話、メールでの相談対応や関係機関への付き添い支援を通じ、問題解決に取り組みます。
- 離乳食教室や啓発事業などを通じ、食育の支援に取り組みます。

－個別事業－ 資料編 (1)乳幼児期の子どもの育ちと子育ての支援 ①～⑯参照

(2) 子どもの遊びや学び、体験の支援

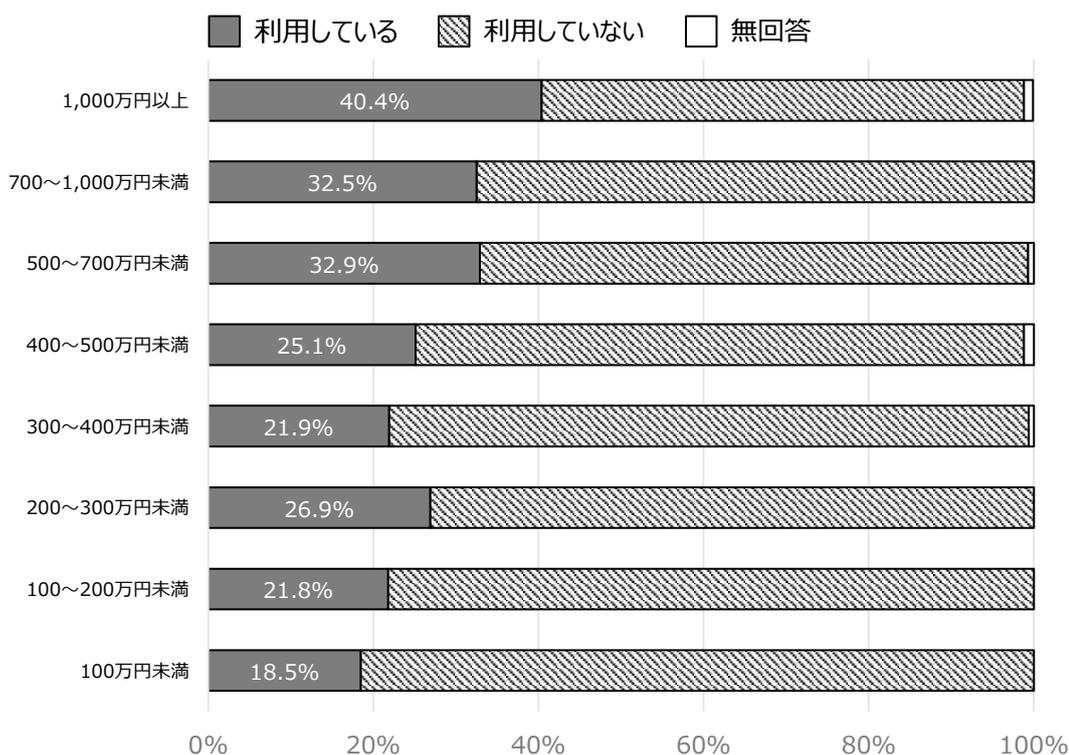
－現状と課題－

- 経済的な理由により、国公立小中学校および義務教育学校への就学が困難と認められる市内の児童生徒の数は、子どもの数の減少とともに減少傾向にあるものの、市立の小中学校および義務教育学校の全児童生徒数に占める準要保護世帯の児童生徒数の割合は

25%前後で推移しており、令和5年度は認定基準額の改定などの影響により、28.2%に増加しています。

- ㊦ ニーズ調査結果によると、「学習塾や家庭教師の利用状況」では、所得階層が高くなるほど、「利用している」と回答した割合が高くなる傾向があります。

[学習塾や家庭教師の利用状況：小学5年生～高校生 (n = 1,108)]



資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- ㊦ 保護者の収入など家庭の状況が子どもの学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差が指摘されており、本市では「ひとり親家庭等子どものための学習支援事業」や「生活困窮世帯の中学生を対象とした学習支援等事業」により、支援が必要な小・中学生の学びの支援を行っているほか、町会館等において学習習慣の定着などを目的とした「子どもの居場所づくり推進事業」を行っています。
- ㊦ また、子どもが安心して多様な体験や遊びができる機会や、学習する機会を確保するため、「函館マリンフェスティバル」や「はこだて国際科学祭」など様々な体験型のイベントを開催しています。

- ㊦ ニーズ調査結果によると、高校生本人が考える自分の進路は、「高校まで」が16.0%、「進学希望」が72.8%となっています。進路を「高校まで」とした理由として「進学に必要なお金のことが心配だから」に、「非常にあてはまる」「まああてはまる」と回答した割合は、55.4%となっており、進学を希望しない理由の約半数が金銭的な理由となっています。

[あなたは将来、どの段階まで進学したいですか：高校生(n=405)]

区 分	高校まで	進学希望	まだわからない	無回答
高校生	16.0%	72.8%	10.6%	0.5%

資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

[「高校まで」と答えた方のその理由について、それぞれどれくらいあてはまるか]

区 分	非常にあてはまる	まああてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	まったくあてはまらない	無回答
進学に必要なお金のことが心配だから	27.7%	27.7%	6.2%	7.7%	30.8%	0.0%
きょうだいの進学にお金がかかるから	9.2%	15.4%	10.8%	4.6%	53.8%	6.2%
親や家族の面倒をみなければならぬから	0.0%	4.6%	10.8%	16.9%	60.0%	7.7%

資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- ㊦ 本市では、小学校に入学した子どもへの1人10万円の祝金を支給する「小学校入学祝金」や国公立の小中学校および義務教育学校に通う児童生徒を対象とした「就学援助制度」、高等学校などへの進学のための「奨学金貸与事業」、優秀な学生に対する「育英金支給事業」、勉学意欲・能力がありながら、経済的な理由で修学が困難な大学生を対象に「奨学金支給事業」を行っています。

－施策の方向－

- ㊦ 教育費の負担は非常に大きいことから、就学援助等の継続とともに、国における高等教育の授業料等減免制度や給付型奨学金制度を勘案したうえで、市の支援制度の見直しについても検討していきます。
- ㊦ また、引き続き、生活習慣の形成や進学や就業に関する情報提供など、生活全般を支える視点を含めた学習支援事業を実施するほか、経済状況に関わらずすべての子ども達が健やかに成長できるよう様々な体験や遊びの機会の確保に取り組みます。

－個別事業－ 資料編 (2)子どもの遊びや学び、体験の支援 ①～⑪参照

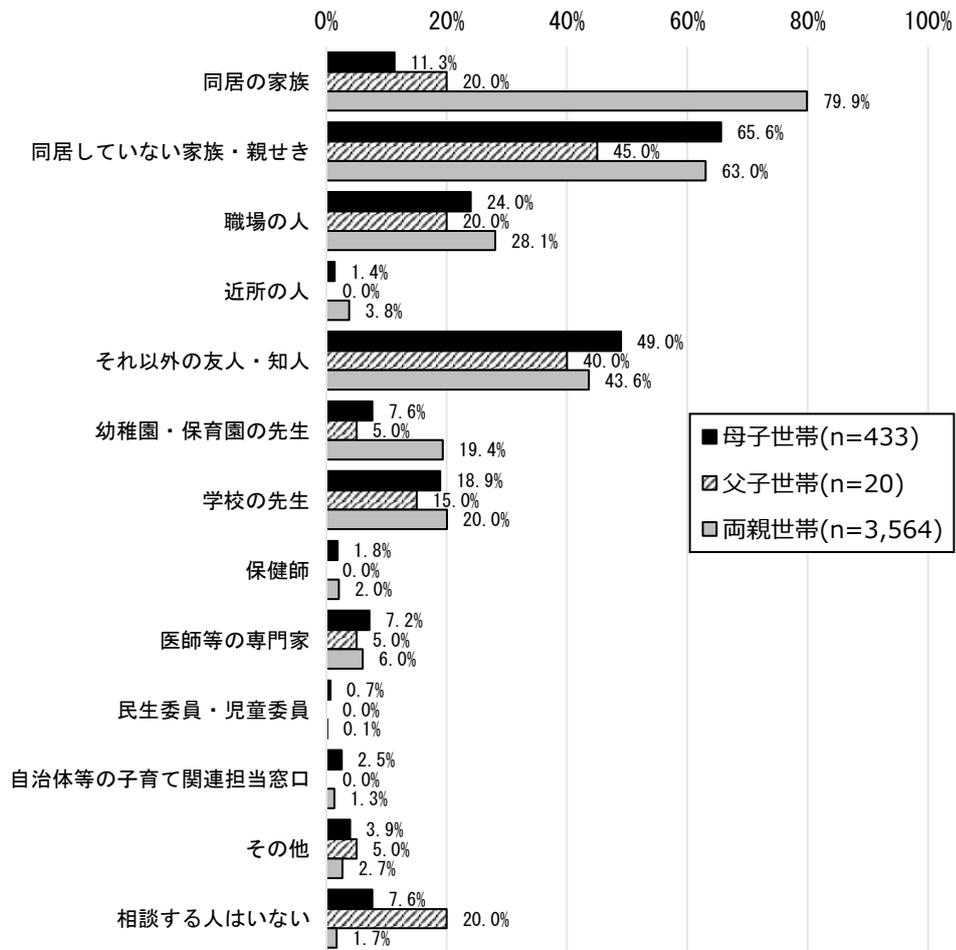
3 相談支援の充実

(1) 相談支援体制の充実

－現状と課題－

㊦ ニーズ調査結果によると、保護者が子どもについての悩みや困りごとを相談する相手としてあげているのは、両親世帯で「同居の家族」が79.9%、「相談する相手がない」は、1.7%となっていますが、母子世帯については、「同居していない家族・親戚」が65.6%と比較的高くなっており、「相談する人はいない」が7.6%、父子世帯については、「相談する人はいない」が20.0%となっており、ひとり親家庭において、悩みごとを相談する相手がない割合が比較的高い結果となっています。

[子どもについての悩みを相談する相手（複数回答）]（再掲）



資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- 本市では、「函館市子ども家庭センター」において、子どもに関するあらゆる相談に応じているほか、ひとり親家庭が安心して生活できるよう「ひとり親家庭サポート・ステーション」を開設し問題解決のお手伝いやアドバイスを行っています。また、さまざまな理由により生活に困っている方の自立に向けた相談・支援を行う「自立相談支援事業」を市内10か所の地域包括支援センター（福祉拠点）で実施しています。
- 貧困の状況にある子どもたちやその家族には、必要な支援制度を知らない、手続きが分からない、利用に消極的な状況も見られることから、相談窓口の周知に努めるとともに、アウトリーチの充実などが必要です。

－施策の方向－

- 「マザーズ・サポート・ステーション」「ひとり親家庭サポート・ステーション」「自立相談支援事業」などの相談窓口によるきめ細かな支援に取り組むとともに、スクールソーシャルワーカーによる学校と福祉部門の連携やアウトリーチによる支援も進め、生活困窮世帯が抱える悩み、課題の解消を図ります。

－個別事業－ 資料編 (1)相談支援体制の充実 ①～⑫参照

1 高等教育の修学支援

(1) 高等教育費の負担軽減

－現状と課題－

- ニーズ調査結果によると、高校生本人が考える自分の進路は、「高校まで」が16.0%、「進学希望」が72.8%となっています。進路を「高校まで」とした理由として「進学に必要なお金のことが心配だから」に、「非常にあてはまる」「まああてはまる」と回答した割合は、55.4%となっており、進学を希望しない理由の約半数が金銭的な理由となっています。

[あなたは将来、どの段階まで進学したいですか：高校生(n=405)] (再掲)

区 分	高校まで	進学希望	まだわからない	無回答
高校生	16.0%	72.8%	10.6%	0.5%

資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

[「高校まで」と答えた方のその理由について、それぞれどれくらいあてはまるか] (再掲)

区 分	非常にあてはまる	まああてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	まったくあてはまらない	無回答
進学に必要なお金のことが心配だから	27.7%	27.7%	6.2%	7.7%	30.8%	0.0%
きょうだいの進学にお金がかかるから	9.2%	15.4%	10.8%	4.6%	53.8%	6.2%
親や家族の面倒をみなければならぬから	0.0%	4.6%	10.8%	16.9%	60.0%	7.7%

資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- 本市の大学等進学率（短大・専修学校・専門学校等を含む）は、令和5年度では、全体で77.1%が進学している一方、生活保護世帯では、31.8%と全体を大きく下回っています。

[大学等進学率]（再掲）

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
大 学 等 進 学 率	生活保護世帯	38.8%	36.9%	41.7%	38.4%	31.8%
	全 体	71.9%	74.4%	74.9%	77.5%	77.1%

資料：函館市保健福祉部、「学校基本調査」、子ども未来部調製

- 若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学する機会を確保するため、経済的理由により修学困難な学生・生徒を対象として奨学金を貸与する事業のほか、優秀な学生に対する育英金を支給する事業や人物・学業ともに優秀で、経済的な理由により修学が困難な大学生を対象に返還が不要な奨学金を支給する事業を行っています。
- また、令和6年度からは、公立はこだて未来大学において、生計維持者が函館市、北斗市、七飯町に入学時3年前から継続して住所を有する学部生を対象として、授業料と入学料の無償化を実施しています。

－施策の方向－

- 経済的支援が必要な学生に利用されるよう、周知・広報に努めるとともに、国における高等教育の授業料等減免制度や給付型奨学金制度を勘案したうえで、市の支援制度の見直しについても検討していきます。

－個別事業－ 資料編 (1)高等教育費の負担軽減 ①～④参照

2 就労支援および経済基盤安定のための取組み

(1) 若者への就労支援の強化

－現状と課題－

- 本市人口における「転入」と「転出」の差である「社会減」（転出超過）は、2023年で744人となっています。「社会減」の原因としては、「進学や就職による若年層の転出」が主な要因となっており、15～29歳の若者の転出超過が全体の7割以上を占めています。
- 近年の企業の人手不足の状況等を背景に、就職を希望する高校生・大学生等の就職決定率は非常に高い水準で推移していますが、一方で、令和5年度に市が実施した労務状況調査により、市内企業に就職した新規学卒者の約2割が3年以内に離職しているという結果が得られているほか、令和4年度に市が実施した若者の地元就職・定着に関する調査では、市内の高校生・大学生においては「函館にはやりたい仕事や職場が少なそう」、「就職先の選択肢が限られている」ことを理由に市外で働くことを選択している実情を把握したことから、市では、若者の就職支援や市内で働くことを希望する若者に対する市内企業の情報発信など、様々な事業に取り組んでいます。
- 就職相談やセミナーの開催など、若者を含む幅広い年代の求職者への支援を行うため、北海道と共同で「ジョブカフェ函館」を開設しているほか、国が運営する「若者サポートステーション」への支援や連動した事業等を実施しています。

－施策の方向－

- ハローワークなど関係機関と連携した取組みや奨学金返還支援事業等の各種支援のほか、市内企業の様々な情報を積極的に発信すること等により、若者の就労支援および経済基盤の安定化を促進します。

－個別事業－ 資料編 (1)若者への就労支援の強化 ①～⑤参照

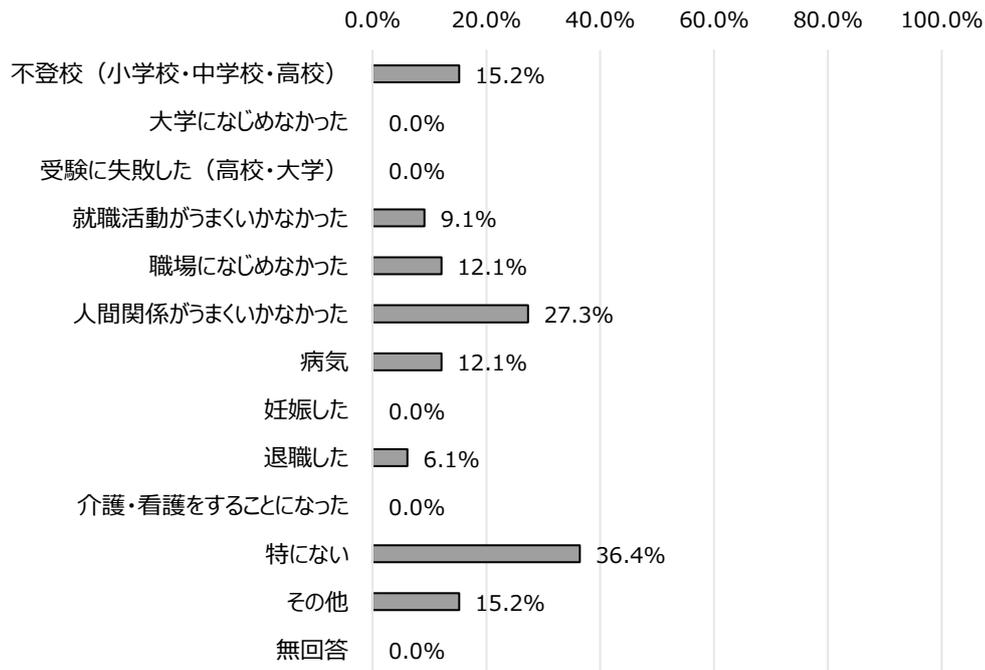
3 悩みや不安を抱える若者に対する相談体制の充実

(1) ひきこもりの相談支援

－現状と課題－

- 令和2年度に実施した「市民の生活状況に関する調査(ひきこもりに関する実態調査)」結果によると、本市の15歳～39歳の広義のひきこもり群^{※1}の推計数は1,824人(出現率4.27%)、また、狭義のひきこもり群^{※2}では693人(出現率1.68%)と推計されています。
- ひきこもりになったきっかけは、「人間関係がうまくいかなかった」が27.3%、「不登校」が15.2%と比較的高くなっています。

[ひきこもりになったきっかけ：15歳～39歳 (n = 33) (複数回答)]



※ 資料：「令和2年度 市民の生活状況に関する調査(ひきこもりに関する実態調査)」

※1 広義のひきこもり群：「趣味の用事のときだけ外出する」「近所のコンビニなどには出かける」「自室からは出るが、家からは出ない」「自室からほとんど出ない」のいずれかに当てはまり、かつ、「6か月以上現在の状態にある者」であって、「病気」・「妊娠」・「その他(自宅で仕事や出産・育児)」・「専業主婦・主夫または家事手伝い」・「普段自宅で家事・育児をしている」のいずれも該当しない者

※2 狭義のひきこもり群：「広義のひきこもり群」から「趣味の用事のときだけ外出する」を除いた者

- 市内10か所の地域包括支援センター（福祉拠点）において「ひきこもり」や「孤独・孤立」、複合している困難な課題などを抱える人に対して相談支援を行っているほか、函館市社会福祉協議会では、総合相談センターにおいて「不登校」や「ひきこもり」の相談窓口を開設し、不登校中の子どもの親やひきこもり当事者などの相談に応じ、適切なアドバイスや解決に向けて支援を行っています。
- ひきこもりの支援については、相談窓口などの社会環境の体制づくりのほか、ひきこもり者が集える居場所づくりや外部からのアプローチなど、多様な支援が求められています。

－施策の方向－

- 引き続き、ひきこもり等に対する相談支援体制の充実や居場所づくりを実施するほか、アウトリーチによる支援も進め、ひきこもり者が抱える悩み、課題の解消に取り組みます。

－個別事業－ 資料編 (1)ひきこもりの相談支援 ①～③参照

4 若者の居場所づくりの推進

(1) 地域における多様な活動の場の充実

－現状と課題－

- 国のこどもの居場所づくりに関する指針によると、子どもの居場所づくりの対象となる場所は、子どものみならず、大学生や20代の若者の居場所を含めた概念であり、高校を卒業し成人となる18歳や20歳といった特定の年齢で必要なサポートが途切れないよう、子どもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことが必要です。
- 本市では、若者が学習や読書等で自由に利用できるスペースとして「亀田交流プラザ」、「Gスクエア」、「青年センター」、「はこだてみらい館」、「まちづくりセンター」、「フリースペースヨリドコロ」などの居場所が設置されています。
- また、若者にとっての居場所とは、物理的な「場」だけではなく、地域におけるボランティア活動やスポーツ活動、大学等における課題解決型学習などの学習活動やクラブ・サークル活動、SNSやメタバース（仮想空間）などのオンライン空間など、多様な形態を取り得るものであり、こうした居場所においては、若者が「支援される側」だけではなく担い手として「支援する側」に回ることもあり、地域における新たな交流やつながりを得られる場として機能している場合があります。
- 本市においては、民間が運営する子ども食堂の場合、企画・運営にボランティアとして大学生等が携わっているケースがあり、大学生等は「支援する側」として食事の提供や遊び・体験活動等の企画・運営に携わる一方で、「支援される側」として大人から調理方法や運営方法に関する助言等を得ることにより、将来、社会人として、親として暮らしていくための経験を積むとともに、子ども食堂における活動自体が大学生等にとっての居場所にもなっていると考えられます。
- 少子高齢化が進展し、様々な場面で担い手が不足している本市にとって、こうした取り組みは、子ども・若者の居場所であるとともに若者の多様な活動の場でもあり、将来の担い手の育成にもつながることから、地域の担い手と連携した継続的な取り組みが必要です。

－施策の方向－

- 居場所づくりの推進にあたっては、地域の様々な居場所の担い手と連携し、継続的な支援や整備に取り組みます。

－個別事業－ 資料編 (1)地域における多様な活動の場の充実 ①～⑤参照